

第九十一回国会 大蔵委員会 議 録 第 十 号

昭和五十五年三月五日(水曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 増岡 博之君

理事 愛知 和男君 理事 稲村 利幸君

理事 高島 修君 理事 綿貫 民輔君

理事 佐藤 観樹君 理事 山田 耻目君

理事 坂口 力君 理事 正森 成二君

理事 竹本 孫一君

麻生 太郎君 大村 襄治君

熊川 次男君 椎名 素夫君

白川 勝彦君 玉生 孝久君

中村正三郎君 林 義雄君

藤井 勝志君 坊 秀男君

村上 茂利君 毛利 松平君

山口シヅエ君 山崎武三郎君

山中 貞則君 山本 幸雄君

伊藤 茂君 川口 大助君

沢田 広君 島田 琢郎君

塚田 庄平君 堀 昌雄君

山田 芳治君 柴田 弘君

古川 雅司君 宮地 正介君

多田 光雄君 渡辺 貢君

玉置 一弥君

出席國務大臣 大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員 大蔵政務次官 小泉純一郎君

大蔵大臣官房日 本専売公社監理 名本 公洲君

官 大蔵大臣官房審 水野 繁君

議官 大蔵大臣官房審 梅澤 節男君

大蔵省主計局次 長 禊河 徹映君

大蔵省主税局長 高橋 元君

大蔵省理財局長 渡辺 喜一君

国税庁次長 伊藤田敏雄君

国税庁間税部長 小泉 忠之君

委員外の出席者

郵政省貯金局第 一業務課長 小倉 久弥君

建設省住宅局市 街地建築課長 片山 正夫君

大蔵委員会調査 室長 葉林 勇樹君

委員の異動

三月五日

辞任

山田 芳治君

柴田 弘君

同日

辞任

稲葉 誠一君

坂井 弘一君

補欠選任

山田 芳治君

柴田 弘君

本日

の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第 一一号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣 提出第二二二号)

増岡委員長

これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別 措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して 議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出があり

ますので、順次これを許します。島田琢郎君
○島田委員 本委員会に提案されました所得税法 並びに租税特別措置法の改正に当たりまして、若 干の質問をいたしたいと思います。

わが党も同僚議員がほとんど質問に立ちますの で、総体的な質問ではなくて、細かな部分につい て限定をして私から質問を申し上げたいと思いま す。

財政再建というのが、いま国民の側からも異常 な注目を受けている、こういうふうに言っても言 い過ぎではないと思うくらい大変政治的な課題で もあります。同時にまた、国民的な大事な課題で あるということが言えると思うのであります。

そもそも財政収支のバランスを回復するという ことが財政改革を進める上での重要な課題であ る、こう言われているわけでありすけれども、 特に税制改革によります増収対策というものを考 え出す場合には、一面では高所得の再配分を強 化するということが大事なことでありまして、そ ういう意味で現在の税制制度がきわめて不公平で あるという指摘は免れないところであろうと思うの です。

わが党も長い間この不公平税制の是 正を求めてまいりました。かなり具体的に国会で も項目を挙げ、金額を提示してこの是正を追っ てまいったところであります。来年度の予算、間も なく衆議院でも決着が見られるのでありましよう五 十五年度の予算に対しましても、社公三党が中 心になりました。政府案に対する修正を申し入れい たしましたのも、まさにこの不公平税制の是正と いうことが大事な柱になっているというところであ りまして、その限りにおいて言えば、今回の所得 税法あるいは租税特別措置法の改正というのは非 常に国民の注目を浴びるということになるのであ ろうと思うのであります。本委員会におきまして

ありますので、若干、提案を受けております内容 について疑義の部分の説明するという立場で質問 したい。

とりわけ税制制度の改正とか税金の問題というこ とになりますと、国民の側から見てもなかなか理解 しにくい。そして、税金ですから関心があるよう に思いながら、意外に——国会の議論も、なか なかわかりにくい、こういう点で責任があるのであ りましようから、国民の皆さん方からのもう少し わかりやすい国会の議論と政府側の説明が欲しい という声もまた無視できないものがあるわけであ ります。冒頭で私はお願いを申し上げておきます が、私もなるべくわかりやすい質問をいたします が、国会議員だけがわかっていても始まらぬ話で ありますので、国民の皆さん方が不公平税制を是 正するという共通の立場にいま立っておられると いう認識をしっかりと持って、国民の一人一人の皆 さんによくわかるような、ひとつそういうわかり やすい説明と答弁をぜひお願いしたい、こう 思っておりますのであります。

さて、前置きを少し長くいたしましたでしたが、政府 の税制調査会の答申がございまして、特に来 年度の税制改正という問題については、この税制 調査会の答申がもととなり反映されるような予算で あつてしかるべきだ、私はこういうふうに思つて おつたのであります。たとえば国債発行額の今年 度当初予算比で一兆円の圧縮といったような点で 議入のバランスをとって、いかにもつじつまを合 わせたという感じがしない、これでは国民の皆 さん方はなかなか理解しないし、納得がでない のではないか、こういうふうに考えるわけであり ます。この点について、ひとつ大臣の明快な御答 弁をいただきたいのであります。

引き続いて利子配当所得の分離課税、この特別 措置は、指摘するまでもなく今年末の期限切れを

迎えているわけでありまして、私どもとしては早くから、利子配当所得の分離課税は不当である、これは不公平課税の最たるものではないか、一刻も早く総合課税に移行すべきだ、こういうふうに主張をしております。しかし、利子の所得に付します総合課税を実施するとしても、いまの優遇措置がある中で、たとえば本人の確認とか名寄せがなかなかむずかしくてできないといったようなネックがあって、これらを理由にして、その対応策として一時は国民総番号制を持ち出されたり、政府側においてもいろいろ試行錯誤的な検討がなされてきたようでありまして、今回、グリーンカードというふうなことで新たに国会にこの制度の確認の提案がなされているわけでありまして、優遇税制の問題とグリーンカードというものが一体どのように機能し、どのように働いていくのか、その辺のところはまだ十分理解ができないという声が多いのであります。政府側の非公式な説明によりますと、準備等を終えて実施に入るのは遅くとも五十九年でありまして、こういうことでありますけれども、総合課税に一刻も早く移行せよという立場から言えば、非常に時間がかかり過ぎるという議論もあるわけでありまして、この辺についてひとつ政府側の説明をまず冒頭に受けたと思うのであります。

○高橋(元)政府委員 たいいま仰せのございまして、利子配当所得について総合課税に移行をする、それとできるだけ早い時期に移行をしなければならぬ、これは私どももいたしまして、四十五年に政府の税制調査会でさような方向について御答申をいただきましてから、四十五年度の改正、五十五年度の改正それぞれにおいて努めてまいったところでございます。

それに当たりまして、いまもお示しをございまして、やはり個人の定期預金だけ取り出してみましても一億口座ぐらい入ってございまして、郵便貯金が三億口座または枚数ございまして、それだけの多くのものが恐らく六千万を超える所得者によって貯蓄がなされておる。そういう状況を前にいたしまして、やはり本人の確認、それから利子配当所得の名寄せ、こういうことについての的確な大量処理に適した方法というものがございませんと、五十五年の期限切れを待って観念的に総合課税に移行いたしまして、かえって税の第一線では混乱が生じ、税の不公平が生ずるということが事実だと思っております。

そこで、御提案申し上げております所得税法の一部改正及び租税特別措置法の一部改正案の中で、いわゆるグリーンカード、少額貯蓄等利用者カードというふうな制度をもって、名寄せとそれから本人確認というものを課税貯蓄、非課税貯蓄両方にわたりまして統一的に行うというふうな手段を確立したいというふうに思っています。

そうなりますと、グリーンカード制度は、六千万人と申し上げましたが、あるいはそれよりも上回るかもしれません、六、七千万人の方々に少額貯蓄等利用者カードをお渡ししなければならぬ。それらの方々に少額貯蓄等利用者カード制度の趣旨について御理解をいただかなければならぬ。それから銀行におきまして、少額貯蓄等利用者カードを提示をしていただいて本人確認をし、支払い調書の提出をしていただくわけでございます。それから限度管理もしていただくわけでございます。そういうことについての事務の手続ないし慣熟ということも必要でございます。

それから徴税当局といたしまして、先ほども申し上げました大量処理の方法としての少額貯蓄等利用者カード制度の確立、ソフトウェア、ハードウェア両方の整備が必要でございますし、それに基づきます庁の職員の事務の慣熟ということも必要でございます。

そういうことをやってまいりますことをいろいろ考えてみますと、どうしてもこの末をもって期限が到来いたします租税特別措置法の諸規定を三年間延長いただきまして、その間にそういう基礎の整備をやる。それから、六千万ないし七千万の方々にカードをお渡しするとしますと、五

十九年一月一日から一気にとりわけにまいりませんので、一年早く五十八年からカードはお渡しをして、混乱なく新しい体制に移行できるということが必要であらうかと思っております。そういうことからいたしますと、御提案申し上げておりますように、五十九年一月一日から制度を全面的に切りかえ、その一年前からカードをお渡しできるような体制ということが利子配当所得の総合課税のためにぜひとも必要であるというふうに私どもは考えておる次第でございます。

○島田委員 私は、総合課税に移行するという手だてとして、問題になつております郵便貯金を初めとするマル優あるいは特優等の実態を正確に把握するといふその限りにおいて言えば、特別な手だてが要するかどうかというふうな理解はできるものでありますけれども、しかし、グリーンカードがそのすべてだというふうな結論づけるのは、私はこれは早計だというふうに思ふのです。しかも、いまお話しのとおり、グリーンカードを発行して実施に移るとすれば三年間ぐらいかかる、こういうこととありますから、これじゃどうも国民の皆さん方は待つてられない。そもそも利子配当所得の分離課税制度というのは、だれが何と言つたって資産家優遇の制度だということは紛れもない事実でありますから、その点で言えば、それは所得が完全に捕捉できないという面があるにしても、源泉税率を引き上げないという面があるにせよ、源泉税率を引き上げるなどして総合課税に移行するといふ手だては幾らでもあるのではなからうか、こう考えるのです。ですから、グリーンカードの指導を実施するといふ前に、いま三年間の延長措置をとつてあくまでも五十九年からの実施であるといふふうに国税庁としてはお考えになつておられるのでありますけれども、まずその前に繰り返して申し上げますが、源泉税率を引き上げるといふ手だてがあるによつて総合課税に移行するといふ手だてがあると思ふのですが、この考えについてはいかがなんでしょうか。

これにつきましては三五%の税率で源泉選択をさせていただいておるわけですが、この制度を使いますと、課税所得が八百万よりも上になりますと、源泉分離で取りつきりという場合には納税義務者にとつて有利になるわけでありまして、それがいまお話のございましたように、不公平ではないかという御指摘だつたと思ひます。

それで、これから五十八年十二月三十一日まで利子配当所得の源泉分離選択課税制度を延長していただきたいという御提案をしておるわけでございますが、それに当たつて源泉分離の税率を引き上げたかどうかという御指摘でございます。このことにつきましては、たしか五十二年の改正といふふうな承知いたしておりますが、現行の源泉分離選択課税率を三〇から三五に引き上げて延長を三年間させていただいたわけでありまして、そのときの経験からいたしまして、源泉分離選択税率を引き上げた場合に、現在源泉分離を選択しておられる貯蓄といふものが架名の取引に逃げてしまふ、あるいは非課税貯蓄の中に逃げてしまふといふことが出てまいります。五十二年、五十三年の貯蓄統計等を見ておりますと、かなり顕著にそういう非課税貯蓄の伸びが高まつておるといふ事実が観察されるわけでありまして、先ほども申し上げましたように、非課税貯蓄の管理についての制度、それは結局は本人確認と名寄せといふことになるわけでございます。限度管理といふことになるわけでございますが、そういう制度が完備しておりませんと、源泉分離の選択税率を上げた場合に現在三五%を払つておられるものがゼロになつてしまふ。それでは本来の趣旨である総合課税からかえつて遠のいてしまふのではないかと。私もそういう経験を持っておりますので、今回は少額貯蓄等利用者カード制度による本人確認と名寄せの体制の整備が可能となる五十八年十二月までは現行制度を維持してまいらうといふことで考えさせていただいておるわけでありまして、御理解をいただきたいと思います。

○島田委員 それでは、御提案のありますグリー

ンカードの問題について少し細かな点で説明を伺いたいと思うのであります。

まず民間の関係で言いますと、マル優、特別マル優の名寄せという問題があるわけでございまして、具体的にはいま局長から大まかなお話がございまして、残高という問題は郵政省もお見えでありますから、両方からお聞きいたしますけれども、残高が幾らになつていて、名寄せの模様、作業の進捗状態は一体どのようになつてゐるのか、御説明を伺いたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 後ほど国税庁の方から名寄せの状況または非課税貯蓄申告書の管理の状況については御答弁を申し上げますが、私も、国税庁を通じて直接に非課税貯蓄の残高というものが把握できておりません。したがつて、これから申し上げます数字は、銀行局が金融機関の監督上集計しております数字でございまして、少額貯蓄につきましては、銀行その他の金融機関扱いが、非課税貯蓄申告書の数で申し上げますと、一億六千万件でございまして、八十二兆一千八十億円という残高を持っております。証券会社扱いのいわゆるマル優が五百六十万口で四兆二千八百億円という残高を持っております。それから国債別枠と言われております少額公債非課税制度、これが二百八十二万口で二兆九千億でございまして、それから財形貯蓄、これも非課税扱いでございまして、郵便貯金を除きまして九百十五万口で二兆六千五百億円でございます。それから郵便貯金、これは口座または枚、両方合わせまして三億九百九十三万口、四十四兆九千九百億円でございまして、

申し上げました数字はいずれも五十四年三月末でございまして、

○島田委員 ところで郵政省、いま大蔵省側から説明がありましたので残高等承知いたしました。が、郵便貯金は当然非課税限度額に達すればそれを超える部分については明らかにしなければならぬわけでありまして、ただ、いまの制度からいへば、その実態を捕捉することはなかなかむずかしい、こういう状態にあると思ふのであります。しかし、郵便局としては名寄せ作業というのは常時おやりになつておるといふふうに考えられるのであります。その点についていかがですか。

○小倉説明員 御案内のように、郵便貯金は全国どの郵便局でも預け入れができ、また払い戻しができる、そういう仕組みになつております。したがつて、預入の際に個々の郵便局の窓口で利用者の貯金総額を確認することは困難でございまして、総額制限を超過しておるものがあるかどうか、こういう監査につきましては、貯金原簿を保管しております地方貯金局におきまして、同十佐所の預金局におきまして同一住所の預金者ごといひゆる名寄せを行ひまして、この監査に努めておるところでございまして、

そこで、この名寄せの結果、貯金総額が法律に定められております制限額を超えておる、そういうものを発見いたしましたときは、郵便局を通じて、その方の貯金を制限額以下になるように減額していただいております。なお、どの程度の減額の状況にあるかということでございますが、昭和五十三年度におきまして名寄せを行いました結果、減額の措置をいたしましたものは二万二百件、二百二十一億円となつております。

○島田委員 いまのお話は何年ですか、五十三年度ですか。

○小倉説明員 さようでございまして。

○島田委員 実態的にはどの程度確度の高いものか、そういう点ではどうなんですか。

○小倉説明員 郵便貯金は、郵便貯金法によりまして一の預金者につきまして一般の郵便貯金につきましては三百万円、こういうふうな規定されております。したがつて、私も、私どもでは、その預金者が全国どの郵便局で預入をなさいます、その預金も、すべてそれぞれの預金者の住所を所管いたします地方貯金局にその預入申込書の写しを集めて

まして全国一本で名寄せを行つておるところでございまして。

○島田委員 ところで、国税庁は、マル優あるいは特別マル優の名寄せを具体的に今後どのような進め方と考へておられるのか。

それからグリーンカードという名前が、私はどういふところから出たのかよくわからぬのでありますけれども、察すると、国鉄のグリーン車、グリーン券というのがございまして、ああいうところから発想されたものかどうかよくわかりませんが、この際、カードの様式といふものは、どのようなものが考へられてゐるのか、それともそこにもうサンプルができてゐるのであれば御提示願ひたいのであります。

○伊藤田政府委員 少額貯蓄等利用者カードの様式につきましては、ただいまいろいろ検討しております。材質、大きさ、いろいろな意味におきまして納税者の皆様に便宜かつ確実なものであるやうなことを検討しております。

ただいまのところ、たとえばその大きさについて、これを自動車免許証程度のものにするのか、あるいはさらにもう少し大きくした方がいいのか、こういうことをいろいろ検討している状況でございます。主たる記載事項と申しますか、必要最低限の記載事項としてわれわれがただいま考へておりますのは、納税者番号でなく、グリーンカードにつきましても番号でございまして、それから氏名、それから利用者が設定いたしました金融機関等の店舗ごと、かつ貯蓄の種類ごとの非課税限度額を記入する欄あるいは使用上の注意、このやうなものをただいまいろいろ検討させていただいておる段階でございまして、

○島田委員 そうすると、このカードが二重に交付されるようなことはもちろん防がなければならぬわけですが、絶対それは心配がないというふうな考へてゐるのですか。たとえばカードの交付を受けた。住所を変更した。交付を受けるときには住民票が要ると書いてありますね。しかし、移ったときに住民票が本人とついてはいつてゐるわけですが、ただいま先生が最後に御指摘でありました住所等の異動の場合、これにつきましては、市町村等地方公共団体の協力を得まして住民票の異動につきましても情報をいただきまして、直ちに電算機の方に入れていきます情報修正することといたしております。

なお住所異動の報告等が、たとえば取りまとめ報告する等のために若干おくれる場合もなくはないかと思ひますが、そのときにはただいま申し上げましたやうなことにしまして、後から二重交付を受けたカードははね出される、こういうやうなことになるので、ただいまの段階ではそれによつて二重交付は防止される、このよ

わけですが、移った先ですぐもう一遍カードの交付申請をする、こういうことはあると思うのです。その場合、二重に交付されるやうなことは起り得ないと判断していいのですか。

○伊藤田政府委員 御指摘のカードの二重交付につきましては、われわれもこのカードの問題を組み立てるにつけていろいろと検討いたしましたところ、また事実心配したところでございます。

それにつきましても結果的に申し上げますと、もちろん同一人に番号の異なるカードを二重に交付することがないやうな準備を整えておるつもりでございます。その仕組みといたしましては、まずカードの交付申請が出てまいります段階におきまして、それを電算機に入れますので、すでに交付が行われてゐるかどうかについでにチェックを行います。それによつて、もし二重申請の事実があればそこで新しい交付申請ははね出される、こういうことになりまして、それから、万一、二重交付が行われてしまつたやうな場合におきまして、それが発見された場合には、ただいま考へておりますのは、後の方で交付されたカード、この番号を電算機に記憶させることによりましてカードの二重使用あるいは不正使用というやうな事態が生じないやうなチェックするシステムをつくつております。

それから、ただいま先生が最後に御指摘でありました住所等の異動の場合、これにつきましては、市町村等地方公共団体の協力を得まして住民票の異動につきましても情報をいただきまして、直ちに電算機の方に入れていきます情報修正することといたしております。

なお住所異動の報告等が、たとえば取りまとめ報告する等のために若干おくれる場合もなくはないかと思ひますが、そのときにはただいま申し上げましたやうなことにしまして、後から二重交付を受けたカードははね出される、こういうやうなことになるので、ただいまの段階ではそれによつて二重交付は防止される、このよ

わけですが、移った先ですぐもう一遍カードの交付申請をする、こういうことはあると思うのです。その場合、二重に交付されるやうなことは起り得ないと判断していいのですか。

○伊藤田政府委員 御指摘のカードの二重交付につきましては、われわれもこのカードの問題を組み立てるにつけていろいろと検討いたしましたところ、また事実心配したところでございます。

うに考えております。

○島田委員 交付を受ける場合にはあくまでも住民票の写しということが証拠になる、こういうこととようでありますが、そうしますと、地方自治体に住民登録をしている人が、地方自治体に私はグリーンカードを持っておりまうことも申請しなければならぬということになりますか。そうでないと、役場としては本人が異動した場合に、住民票は確かに本人についていきます。これは戸籍法上そうなっているわけでありますが、しかし、住民票が移ったからといって、あなたの方ではグリーンカードを所持している者なのかどうかという判断はそれだけではできないわけです。そうすると、常に、異動のある住民票は、グリーンカードのコンピュータに入れていかなければならない。そうすると、カードを所持している者であらうとなかろうと、みんなコンピュータに入っていく、その中でグリーンカードを持っている者と持っていない者が選別されていくということになりはしないのですか、その点はいかがなのですか。

○伊藤田政府委員 グリーンカードにつきましては、異動情報を地方公共団体からいただきまして、これを修正していくというのはただいまの委員の御質問のとおりでございますが、その場合に、確かに、グリーンカードの交付を受けている者についての異動情報が必要なのでございまして、それ以外の者についての異動情報はその交付を受けている者を特定する限りにおいて必要だ、やはりそういうことをいたしませんと、結局は、さらに電算機に入れています情報に混乱を生ずることになります。ですから、全体の異動を連絡いただきまして、その交付をすでに受けているカードについての異動情報だけをそこから抽出するということコンピュータにやらせまして、その部分についてのみの修正を行っていく、こういうことになるかと考えております。

○島田委員 だから、私の言うのは、そうすると、グリーンカードを持っている者は常に役場もそのことを承知していなければならぬ。グリーン

カードを持っている者が異動しましたよというものが無いと、あなたの方では全国の異動のものを全部コンピュータに入れて、そこでは引き出さなければならぬ、セレクトしなければならぬ、こういうことになるのではないでしようか。それは機械が非常に複雑になりますね。それだけでは、グリーンカードを持っていいる者は常に役場に登録しておかなければならないということになるのではないですか。そうすると、役場は、異動した者がこれはグリーンカードを持っている者です、こういう付せんをつけて次の居住地に回してやらないと、い言ったように、あなたの方では全部入れなければならぬというようになつてくる。そういうやり方をとるといふお考えですか。

○伊藤田政府委員 その点につきましては、役場の方に選別していただくことは非常に困難かと思ひます。ただ、先生のおっしゃいましたところと若干違ひますのは、ただいまのコンピュータは非常に進んでおりまして、そういう機械的作業につきましましては、時間的にもあるいは経費的にも、大きなものではございませんので、むしろ地方公共団体において、この住民についてはグリーンカードの交付申請がすでに行われたというのを常に表示、あるいはイマークしておいていただくという手間に比べまして、はるかに、全体の情報を一度入れまして、セレクトのみに使わせていただくという方が事態は簡単でございまして、したがって、そういう方法をとることといたしております。

○島田委員 それはわかりました。ところで、カードの大きさはどの程度のものになるか。いまのお話ですと、免許証程度のものか、これは構想があるようでありますが、いずれにしても大事なものだから、できるだけ紛失しないように心がけるのでありまうけれども、でも免許証でさえ紛失する場合がある。なくしたときはどうするのですか。どういう手続をとっていくのですか。

○伊藤田政府委員 カードを紛失された場合のこ

とにつきましてもいろいろ検討いたしました、が、今は新規交付に準ずるような手続によりまして再交付申請を願うというのを考えております。再交付申請をされた場合におきましては、コンピュータの中に情報が入っておりますので、現在入っている情報をカードに打ち込んだもの、たとえば何々銀行では非課税貯蓄限度額幾ら、何々銀行の何々店舗では幾ら、何々証券では幾らという情報をカードに今度は自分で書いていただくのでなくて、こちらで打ち込みまして、打ち込んだものを再交付申請の方にお渡しして、それで従来の課税貯蓄を続けていただく、こういうことを考えております。

○島田委員 二重交付という面と、ときには免許証でも、持っているくせに二重交付を受けるというやうなことが行われるわけですね。これはどうも人を疑ったやうな話で悪いのでありますけれども、しかし、これはとにかく税制上の優遇措置というものがついて回りますから、そういう意味では、そういう点も未然に防止する必要がありますね。そういう点はいかがですか。

○伊藤田政府委員 再交付という制度を利用しての二重交付という問題につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、二重交付をいかに防止するか、あるいは二重交付がすでに行われていた場合に、その不正使用をいかにしてはね出すかというところで御説明したやうな方法によりまして、再交付申請を受けたという事実をコンピュータに入力しておきまして、それが不正に使用された場合には、金融機関からの非課税貯蓄限度額の異動を通じてわれわれの方ではね出し得るというふうなことにいたしてございまして。

○島田委員 と、ところで、カードを持っておられる人が亡くなった、こういう場合もございまして、そのときはどういふふうになるのでしょうか。

○伊藤田政府委員 カードの交付を受けておられる方が亡くなった場合には、当然、その地方公共団体等の住民票に異動が生じます。そう

いうことによりまして、私の方で死亡されたという事実をコンピュータに入力しておくことによりまして、あるいは相続等のための若干の時間もあるかと思ひますので、そこら辺は細かく詰めておりませんが、ある程度の期間それが生きるやうな形にいたしまして、後でその処理をトレースするやうなことでチェックしてまいりたい、そういうことによつて不正使用が行われることのないやうに処理してまいりたい、このやうに考えております。

○島田委員 ということは、死亡しましたという申告をするということですか。

○伊藤田政府委員 死亡の事実につきましては、申告というよりも住民票上の異動が当然ございまして、あるいは市町村に対して届けていただくことに現行法でなつていいますから、それによりまして、そちらの方から情報をちようだいいたしましてコンピュータ上の情報を修正してまいりたい、このやうに考えております。

○島田委員 また、これも少し悪い理解の仕方では御質問するのですが、亡くなったカードを悪用するといふのですか、そういうことを防ぐという手だてはどのやうにお考えですか。

○伊藤田政府委員 すべての問題につきましてそれを詰めるのはなかなかむずかしい問題でございまして、大筋だけ申し上げますと、非課税貯蓄でございまして、預金しているという状態が一応の場合には前提になります。したがって、ある期間がございまして、そういう意味で、悪用するといひましても、私が申し上げましたやうに、死亡をした後、死亡をしたという届けが地方公共団体に出、それがコンピュータの方に來る間の問題であるということが一つ。

それから第二に、それを仮に悪用するといひましても、死亡者が所持していたカードでございまして、それをみだりに悪用することは税法上にも問題がございするのみならず、その他のいろいろな問題も生じてまいります。実際上はそういうことはなかなか起きないし、仮に起きたにいた

そういう点なんかについても法律の上でしっかり
そういう犯罪を未然に防止できるという予防の措

のおっしゃいましたような場合につきましても、預金の名義人を一応所有者として、子供に対して

えて三百万円までは税制上の優遇措置をとろうではないかというのが発想ではなかったかと思うの

たとえば法人の経営者とか自由業者とか個人の事業経営者というあたりになりますと、年間の収入

の一・四倍から一・六倍くらい貯蓄をお持ちであります。私どもは貯蓄動向調査等いろいろこの辺の事情も検討し、議論もしてみたいわけですが、私どもが把握できます一番大きな収入というのが法人経営者の七百六十七万円でございすが、この方々の平均の貯蓄は一千二百万であります。ただし、この中には自分の経営しておられる法人の株式がございしますから、それを引きますと大体一千万くらい。現在は郵便貯金が三百万円、非課税貯蓄が三百万円、少額公債別枠が三百万円、合計九百万円の非課税限度を持っておられますから、非課税限度、これは事実上奥さんの財産であることもありましようから、奥さんの名義をお使いになることもありましよう、そういうものを御利用になる限りは、大体の方々は非課税貯蓄の限度管理の中をきちとやっていけばその中に御自分の貯蓄というものが入っていくと思ひます。

問題は、現在の支払い調書制度、課税貯蓄二〇％源泉で税金をいただきまして、後で御本人が申告をしていただく。その課税分の貯蓄について、現在年間の利子の支払いが一件についてたしか一万円だと思ひますが、一万円以上あります場合には金融機関が払った都度税務署に支払い調書を出していただくことになっておりますけれども、その支払い調書が非常に数が多くて名寄せが大変である。そこをきちとやっていくことによって将来とも総合課税の実が上がつてまい、また源泉分離選択課税制度を廃止することによって、全部の貯蓄が非課税貯蓄と課税貯蓄といずれかになる。こういうことをねらっておるわけでありま。

そこで、これはただいまの御質問がそうだというつもりで申し上げるわけでは毛頭ないわけでありま。すけれども、しばしば世間ではグリーンカード制度が導入された場合には個々人のおっしゃいますようなへそくりとか生計上やっております貯蓄というものが全部何円何銭ということが税務署にわかってしまふのではないかとという危惧があるやうであります。しかし、私どもはグリーンカード制度によって、個々人が持つておられます貯蓄

の残高がこの銀行に何万円、どこの銀行に何十万円というふうな全部わかるというような制度を仕組んで御提案申し上げておるわけではないのでございまして、非課税貯蓄等利用者カードに書かれますのは、たとえば何々銀行に二百万円までのマル優の枠を設定いたしました、何々証券会社は五十万円までの国債の保管の枠を設定いたしました、そういう限度枠を知らせていただくわけでございます。それと普通預金、当座預金といったような要求払いの預金につきましてはグリーンカードシステムの外のことを考えております。したがって、給与を振り込むような普通預金でございまして、それは二〇％源泉課税になりますけれども、グリーンカードの提示がなくして預金の設定それから預入、払い戻しということは可能であります。それから、定期性の預金につきましては、ただいま申し上げたやうなことで、非課税貯蓄を選択しておられる限りでは残高というものはわからないわけでありま。それから非課税貯蓄からはみ出てまいって課税になっておられるもの、これは非常に数も少ない方々のものであらうと思ひますけれども、これにつきましては、支払い調書にカードの交付番号が打ち込まれて税務署に提出になるわけでございますから、その部分は比較的高い資産階層、それから高い所得階層の方々のものでございまいま。それから、これは国税当局で支払い調書のグリーンカード番号によって総合してまいりますけれども、そこを確実にしていくことが先ほど来お示しのありますやうな利子配当の総合課税の実を上げていくまさに一番のねらいでございまして、それによりまして申し上げましたやうに個々人の財産が全部あからさまになつてしまふというやうなことを避けつつ大きな貯蓄について総合課税の実を上げてまいらうという制度として、かなり私どもなりに苦心をいたしまして御提案を申し上げておる次第でございまして、御理解をいただきたいと存じます。

〇島田委員 ところで、経過措置というのが一つございしますが、郵便貯金の場合には政府が実施を予定しております五十九年一月一日以前の、極端に言えば五十八年の十二月三十一日に預け入れをしたものでもこれは引き続き非課税の扱いということになるわけですが、民間のマル優の預金については、五十九年中に洗いがえをしないとこれは非課税扱いにならぬ、こういうことのようにございしますが、これは取り扱い上不公平ではないかという意見もあるのでありますが、これはいかがでございますか。

〇高橋(元)政府委員 五十九年の一月に非課税貯蓄等利用者カード制度に全面的に移行しました後は、民間の金融機関が預かります非課税貯蓄も郵便官署の預かります郵便貯金も、いずれも少額貯蓄等利用者カードの提示が義務づけられておりまして、受け入れる方もそれによって確認することが義務づけられておるわけでございます。したがって、五十九年の一月一日以降は民間であれ郵政官署であれ同一の方法で新制度に移行する、その点は差はないと思ひます。

ただ、問題は、五十八年の十二月三十一日以前にグリーンカードを利用せず、したがってグリーンカードの交付番号が証書または通帳に記載されないでおります郵便貯金と民間の課税貯蓄との関係であると思ひます。それは、現在の民間の非課税貯蓄は、税務署長に対して非課税貯蓄申告書というのを金融機関の営業所を経由して預金者本人から出していただくということによって初めて非課税の手続がとられるわけでありま。したがって、非課税貯蓄申告書の提出によつて営業所ごとに非課税貯蓄限度額というものが設定されま。それが五十九年の一月一日から十二月三十一日までの間に少額貯蓄等利用者カードにその限度額を写し、転記をしていただくわけでありま。申告書が全部なくなつてしまひまして、今度からカードに書かれました何十万円、何百万円という限度だけが生きてくるわけでございますから、転記をして金融機関の支店長さんの確認を受けるということによつて六十一年の一月一日以後も民間の分は非課税が継続されるということになり

ますが、郵便貯金は制度上三百万円の預入限度、預入総額制限という郵便貯金法の規定がございまして、これは郵政省がおいでになりますから、総額制限を超えた場合には減額措置をしなければならぬ、減額措置をとれない場合には、国債を買って預かっておかなければいかぬという規定がございまして、そういうふうな郵便貯金法の中で預入限度総額制限を守り、かつ、限度超過の場合に減額措置をおとりになるということが決まつておりますから、したがつて郵便貯金の場合には、五十八年の十二月三十一日以前に預かりました貯金は特別の手続を要することなく、つまり非課税貯蓄申告書またはそれにかわるカードへの限度額転記というところを経なくて非課税の取り扱いが継続していくという点で差があるという御指摘かと思ひますが、これはどういふようでございませうけれども、いわば民間の非課税というものは、現在申告書の提出によつて非課税の要件が備わるわけでございます。郵便貯金の場合には、法律によつて三百万円という限度が設けられておる。その制度上の差異によつて起こつてくるわけでございますが、承知しておりますところでは、大体、定額貯金というものは十年まで継続できるわけでございますが、現実には四年ぐらゐの年数で全部新しいものに総体といたしまして回転をしていくやうでございまして、五十九年以降は申し上げた制度上の差が若干続きますけれども、それ以後入つてまいります貯蓄につきましては、民間の貯蓄も郵便貯金も同じ制度のもとでグリーンカードの確認を経て非課税の手続に入るといふことになるやうなふうに私どもは考えておるわけでございます。

〇島田委員 ところで郵政省、先ほど名寄せの作業の状態を御説明いただいたのでありますが、郵政省としてはグリーンカードが導入されれば直ちに対応できる、こういうふうな状況にあると理解していいんですか。

〇小倉説明員 いまの先生のお話でございませうけれども、このグリーンカードの制度は、架空名義によりまして預入によりまして利子課税を免脱され

るのを防止するために、数千万人に上ります非課税貯蓄の利用者に預入の際にカードの提示を義務づける、こういう仕組みになるのでございます。そういうようなことにかんがみまして、制度の趣旨の周知徹底を図ることが、また、カードの発行体制等につきましても十全な準備を行っていただくということが必要であらうか。そういうようなことから、相当の期間が必要なものであらう、こういうふうに理解しておるところでございます。特に数多くの利用者がおいでになります窓口を預かっております立場から、制度の趣旨が預金者の方々に十分徹底され、円滑に実施に移される、こういうような必要があるのではないかと、このように考えるところでございます。

○島田委員 PRの期間とか、あるいは大変精密なコンピュータの設置とか、制度に踏み切るまでの事前の作業というのがいろいろかかるようにございますが、しかし、想像するところ、相当これはお金のかかる話だあと、先ほど六千万くらいの枚数といいますが、グリーンカードの発行を予定している。六千万というのが何が根拠ではじき出された数字かわかりませんが、これはコストとしては相当かかりますが、このコストはどがお持ちになつて、どういふふうな処理をされていくという考えですか。

○伊藤田政府委員 少額貯蓄利用者カード制度を動かしていくために要する費用につきましては、やはり制度の具体的な詰めがいろいろな意味でもう少し詰まっていりませんと、それと並行してでないといけません。その意味で、やはりはっきりした金額と申しますのは準備の進行の度合いに応じて決めていかなくてはならない、あるいは決まっていくなか、このように考えておりますが、全体のめどもなくということではとていけませんので、その全体のめどの計算につきましてはいまだに鋭意検討しておりますので、近く御答弁できる機会が来るのではないかと、このように考えております。

○島田委員 これはまた不思議なことをおっしゃるのですが、先ほどお話にありました、私が、グリーンカードに移行する前にも不公平税制を是正するという立場からいろいろ手だてがあるのではないのかという話をしましたのに対して、局長からの答弁では、総体的な金額は大したことない、そういう話なんで、むしろグリーンカード制度によつてしっかり捕捉できれば不公平税制の是正も可能であるし、税金の面からいってもその方が収入増だといふふうな印象で私は聞いたのでありますが、私の聞き方が間違つていたのかどうか。コストをなぜ私が聞いたかという、膨大なコストがかかつて、結局税収はさっぱり伸びなかったといふふうなことから、いま細かにいろいろお聞きをしてまいりました点などを考えますと、グリーンカード制度が必ずしもベターではないのではないかとこの感じが私はするから、最後にコストのところ、一体どうなんでしょうか、この聞いたわけですが、まだその点の検討が全くなされてないのか、なされていなければならない段階ではないのか、いずれかでありましようけれども、それじやどうも私も——冒頭で財政再建、税収の問題、それは不公平税制の是正をたてまえてはやはり税の収入増を図っていくという、当然納めてい人に税金を納めてもらうんだ、かたがた、不幸にして税金を余分に納めるといふようなことがあつてはいけませんから、そういう点をしっかり担保できるものでないといかないんだということを買頭に私は少し長い前置きを申し上げたのはそういうことなんでありまう。最後にお聞きしたところそれが明確でないというのなら、私はグリーンカード制度というのは、どうもいままでお聞きした点で輪郭はわかったけれども、意図するところがわからぬという結果に終わつてしまふのです、この点、私が納得できるような説明をもう一遍いただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○高橋(元)政府委員 国税庁からお答えが後ほどあると思いますが、私が先ほどお答え申し上げましたのがやや正確を欠いておりましたので、お

わびしながらもう一度申し上げたいと思ひますけれども、私が先ほど申し上げましたのは、源泉選択の制度を三年間延長するならば、その三年間延長期間中三五%をさらに引き上げればどうかという御提案に対して、引き上げますと、かえつて現在三五%の税率で源泉徴収をしております源泉選択の課税分が非課税貯蓄の中に紛れ込んでしまふ、そういうおそれが多分にございまして、したがつて、増収策と思つてもかえつてマイナスになります、というつもりでお答えをしたわけでございます。

グリーンカードシステムというものが効果を上げてまいりますと、現在、少額貯蓄の中に——こういうことを考えたわけではないわけでございますけれども、本来少額貯蓄優遇の取り扱いを受けることのできない貯蓄というのが入つておるかと思ひます。現在、少額貯蓄による減収額は、私どもの試算によりまして二千六十億というところでございまして。利子所得の課税の特例と配当所得の課税の特例によりまして、これは源泉選択制度でございまして、減収が国税で六百億、地方税で九百億でございます。こういったものが、課税の適実が達成されることによつて少額貯蓄全体が課税に移つてくるということとはとうていないわけでございます。その中に本来資格のないものがあつて、それが課税の分野に戻つてくるということも想定されるわけでございますし、二〇%の支払い調書によつて把握されているものにつきましても、やはり上積み分の総合課税によつてもっと税収が上がつてまいるといふこともあるわけでありまう。そういうことを仰せのありますような財政再建、それから税制に対する国民の信頼、増収、そういう観点からの改善のためにぜひとも必要な第一歩であらうといふふうに私もグリーンカードについて考えておるわけでございますが、先ほどもお答え申し上げましたが、ことしの十月までにグリーンカードの交付に関する政省令といふものを、金融機関とも国税庁ともいろいろ相談をしながら、非常にワークしやうい、かつ国民に御理解の願ひやうい

そういう形を考えてまいりたいと思ひます。そういうワークしやういカードシステムというものがどういふものであるかということにつきまして、私どもいま国税庁ともある相談をいたしておりまして、そこがよく詰まっておらないので、国税庁からはっきりした数字が申し上げられないとお答えが先ほどあつたかと思ひますが、事情はさうであるといふことを御理解いただきたいと思つてお答え申し上げました。

○島田委員 それではグリーンカードの関係はそれで終わります、もう一つ、税制上非常に問題になつておりますのが土地税制という問題でございます。

この土地の問題を考えますと、いろいろ立場によつて大きな観念の違いというものが浮き彫りになつてくるわけでございますが、たとえば建設省の立場で言へば、宅地をぜひ確保したいので、その供給促進方を願つてゐるでありましようし、大蔵省の立場で言へば、どの立場でこれをお考えになるか。まあ当然、税という問題を中心に置いてこの土地の問題というものを考えることになるのだらうと、こういうふうな思ひがあるのでありますが、今回の土地税制の改正という点で考えられますのは、一休全体宅地供給促進という土地政策上の観点から出されたものなのか、あるいは土地譲渡所得者の税負担の公平化を期する、そういう点を重視してこの改正に手をつけられたのか、その辺のところをひとつ明確にされたい、こう思ひます。

○高橋(元)政府委員 昨年、税制調査会の中に土地税制特別部会というのを設けて、五十五年末をもつて期限切れとなります現行の租税特別措置法の規定の後どういふふうにするかという御審議をいただいたわけでありまう。その税制調査会での御審議をいただいた視点と申しますのは、三大都市圏、特に首都圏における住宅、宅地問題にいかに対処すべきかという観点からの検討が主眼でありました。しかしながら、いまもお話のございまして、税制としては税負担の公平というところが根幹でございますから、税負担の公平の観点

○**處田委員** 私の質問はこれで終わります。
○**稻村(利)委員長代理** 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。山田芳治君。
○**山田(芳)委員** 時間がございませんで、ただ、
一問質問を申し上げますが、わが党の同僚議員が、
累次にわたつて質問をしてまいり、またその回答
も、次の所得税法の改正において処置をするとい
う明瞭な回答をいたたいっている問題がございま

す。それは嫁夫、いわゆる男やめめの控除制度であります。これについては、高橋主税局長が八十七国会において、明瞭に次の所得税法改正において処置をしますと言っておられたわけであります。が、所得税法の一部改正が今国会に提案されておるのですが、どこを探しても嫁夫控除について何らの措置がされていないことは、明確に当委員会において大臣の出席のもとに主税局長が答弁をされた、また前の次官をやられた大倉主税局長も明確に答弁をされている問題でありまして、約束を守っていただかなかったことについては、なほ遺憾であります。まずこの点について、どうなったのかということをお尋ねを申し上げたい。

○竹下国務大臣 これは、御指摘のとおり五十二年三月二十三日の衆議院大蔵委員会であります。いま御指摘のような「所得税法の改正の機会がありますまでに何らかの答えを出しまして御審議を仰ぎたい、そのように考えます。」という当時の大蔵政府委員からの答弁もございまして、五十二年三月においてまたその御質問があります。それから五十二年十一月の大蔵委員会におきまして、また五十二年八月八日の小委員会が一通りわけございまして、高橋説明員から「所得税法改正の機会が来年来するかどうか、これから五十五年年度の税制改正の問題として検討してまいらなければならぬ」というふうに思っています。」という答弁もございました。御指摘のとおりでございます。

したがって、私も、そういうものを読みながら、なぜ見送ったかということをお答えをいたします。まず現下の厳しい財政事情ということで、今年度は各方面からいろいろな御要望がございましたけれども、いわゆる特別の人的控除の拡充等を含めて減収につながる新たな措置は行わないという前提で税制調査会での調査をお願いしたということからがこのような結果になってきたわけでございます。

したがって、今度は具体的にこれからどう

するかということをお答えしなければならぬわけでございますが、この問題については、御提案の趣旨を体し、政府として五十六年度改正の問題として対処する所存であり、関係方面の御意見を十分伺って進めてまいりたいという答えをつくつてまいりました。

それからもう一つは、嫁夫控除という言葉でございますが、試みに国語辞典を引いてみますと、「やもめ」というふうには書いてあります。ことをつけ加えておきます。

○山田(芳)委員 大臣もそれなりに勉強されたようでありまして、その点は大いに敬意を表しますが、もう一遍繰り返すわけですが、はっきり申し上げて、いわゆる男やめめで十八歳未満の子供を持つていたというのは大体一万世帯以上ではないかと言われていると思いますが、これはわかりません。本年また国勢調査がありますから、そこでわかるかもしれません。

なお、制度としては、イギリス、西ドイツ、フランス等では、寡婦の控除で、男女平等ですから両方いける、こういうことになっておるようでありまして、アメリカにおいては扶養親族世話費控除ということで同じ制度があるということをお付けして申し上げておきます。

そこで、処置をしてまいるというわけでありまして、男性と女性とは法のものと平等ということもありませんが、現実には日本の現状において必ずしもそうでないと思うので、処置をする際に、これは主税局長にお尋ねをいたしたいのですが、いま寡婦控除が適用されている関係を見ますと、夫と死別し係累を抱えている人で、その係累は扶養親族または生計を一にする十八歳未満の子供、年所得が基礎控除以下である、こういう者に対して適用され、それと同じ適用条件の中で、夫と離婚をして子供がある、係累がある、こういう人は適用されておるわけでありまして、これについても当然適用されるということに考えてよろしいかどうか、この点をひとつ明確にしておきたいと思

います。

○高橋(元)政府委員 いま大臣からお答えがありましたように、五十六年度改正の問題として真剣に取り組んでいくわけでございます。現行の寡婦控除の場合、係累を抱えております場合には適用要件としては所得要件は入っておりません。ただ、夫と死別して係累のない寡婦につきましては、年所得三百万円以下ということで寡婦控除の適用があるわけでございます。

嫁夫と寡婦というものが経済的または社会的にどういう地位にあるかということについて、私も厚生省なり関係の役所とその実態について勉強をいま進めておるわけでございます。いま男と女と全く同じということではないのだからというお示しでございます。私も、その辺のところをどういうふうにかえたらよろしいのか、せっかく勉強してまいらねばならぬというふうに存じておる次第であります。

○山田(芳)委員 それでは一言だけ。婦人の場合には、夫と死別し、あるいは離婚をした場合には生活条件が厳しいということがあります。まあ男やめめの場合には比較的そういう点がない。だから、全く同一にせよとは申しませんが、少なくとも、いま大臣も明言をされたように、五十六年度の税制改正には実施をいたします。そしてそれはいま言ったような形であるということだけ最後に一言答えていただいて、私の質問を終わりたいと思

います。

○竹下国務大臣 先ほどお答え申し上げましたとおり、そういう方向で準備をさせていただきます。

○山田(芳)委員 それでは終わります。

○稲村(利)委員長代理 中村正三郎君。

○中村(正三郎)委員 所得税法の一部改正案についてお伺いいたします。

大臣の本会議における御発言にもありましたように、先進諸外国に比べて非常に累進度が高いわけでございます。年間収入で見ますと、三百萬から五百萬程度の中所得層ではフランスと並びまして所得税の実効税率が低いに對しまして、年間収入が五千萬円以上になると、先進国の中で最も高い所得税率になるわけでございます。この改正を行いますと、年収が千六百七十一万円以下の人の所得税は、イギリス、米、西ドイツ、いずれの国よりも負担が少なくなり、また年間所得四千八百四十万円以上の所得の方は、世界じゅうの先進国のどの国よりも高い負担になるわけでございます。これはグラフを書いてみますと非常にはっきりするのでございますが、先進国の中では異常に高い累進税率であるとわれわれ思うわけでございます。

これを給与収入所得階層別人員で見ますと、五十三年度給与収入が一千万円以上の方は、人数では全給与所得者の〇・五%にすぎないわけでございますが、これらの方の納めている所得税は全給与所得者の納めている所得税の一・九%に当たるわけでございます。また、三百万円以下の収入の方は、人数では全給与所得者の七〇・五%を占めているわけでございますが、この方々の納めている税金が三・一%にすぎないというのが現状でございます。

にもかかわらず、ここに総理大臣官房広報室の行った去年の世論調査があるわけでございますが、世論調査の中で所得税が高いという答えをなされた方が五八%、過半数を占めておりまして、逆に安いという答えをされたのが一%しかいらつしやらないわけでございます。しかるに、この調査の対象者の中の四三%の方は五十三年中に所得税を納めていない方であったという統計があるわけでございます。こういう方たちは、税金によって受けている恩恵については余り意識がないと申します。考えず、大変重税感を持っておられるというのが現実だと思つておられます。また、同世論調査で、国や地方公共団体が支出して

おります小学生一人当たりの教育費の負担額、五十二年で三十六万一千円を示して、この金額につきまして感想を求めましたところ、思っていたより多く支出があるんだなというところを感じられた方が四七％もいらっしゃるわけでございます。少ないと感じられた方はわずか九％でございます。

このようなことを考えますと、政府は高額所得者の税負担を引き上げるばかりでなく、中所得者に対しても、この税の恩恵というものをPRいたしまして、そして応分の負担を求めるようにする必要があります。と考えるわけでございます。

イギリスにおきまして、サッチャー以前に大変高い所得税をかけたとして、国の経済自体が非常にスローダウンしたというようなことで、サッチャーになりましたから、たしか八十数％ございました。最高税率を約六〇％ぐらいにございまして、下げた実例があるわけでございます。このようにもございまして、政府の御見解をお伺い申し上げます。

○竹下国務大臣 現在のような財政の公債依存体質を改善して、財政の対応力の回復を図るために財政再建が急務であるということは決まり文句のように言っておるところであります。今年度の税制改正そのものの考え方からいいますと、総選挙前後にいろいろ公費のむだ遣いがございます。と、か、そういうような世論が厳しい環境にあつたわけでありまして、したがって、新たな負担を国民の大方に求める、すなわち入るをはかつて出るを制するという、その入るをはかることを後にして、まず出るを制しようという考え方のもとに予算編成に臨んだわけであります。

したがって、いま御指摘のとおり、課税最低限は一番高く、また累進率も一番高いというような税制であることは事実でございます。イギリスのサッチャーさんの行いましたのは、いわゆる勤労意欲を喪失してしまつたという大変な状態の中での一つの勇断であつたと思うのであります。いま日本の税制そのものがそこまで考えらる

いうことに対して、現状においては適當なものではない。ただ、今後さらにPRしていけば、有業人口の中で所得税を納めておる人口が少くないではないかというような実態につきましても、啓蒙活動というものは、これは今後ともやっていたかなければ国民の理解を求める基礎的要件が整わないというふうに考えております。

○中村(正三郎)委員 次に、わが国の税体系についてお尋ねしたいと思つてございまして、わが国の税体系はいわゆる直接税、間接税の比率で見ますと、戦前におきましては間接税が五割をはるかに上回る額であつたわけでございます。ところが、現在では、五十四年度で直接税が六七・三％、間接税が三二・七％と何つております。間接税は直接税の半分以下になつてゐるわけでございます。

この直間比率について、先ほど中村議員もいろいろ外国の例を引いておられましたので、外国の例を見ますと、イギリスでは間接税が三九・五％、西ドイツでは四三・六％、フランスでは五九・九％という高率の間接税を取りまして、フランスは、御承知のとおり、先進国の中では一番所得税率が低いわけでございますが、アメリカは非常に直接税に頼る額が多い国でございますが、最近直接税中心の税体系について見直しが行われているというところでございまして、所得税に余りウエートをかけ過ぎた税体系といつたしますと、たとえばの話でございますが、所得税を免れば、現状、日本の税制では住民税も免れてしまつたか、あるいは事業税も免れることができるかということが起こつてまいりますし、杜用族と言われますような人たちに、所得税のかからない、しかも実質上の所得があるのではないかというような議論も出てくるわけでございます。

そういうようなことを考えてみますと、直接税、間接税を組み合わせて、一つの税に余り重点を置かないような税制を考える必要があるのではないかと考えるわけでございます。所得税には垂直的な公平ということが言われますし、間接税につき

ましては水平的な公平ということが言われますが、税制といつたしましては、この両者を組み合わせることが望ましいのではないかと思つてございまして。

また、財政再建に当たりまして、税負担という面におきましても、年度の租税特別措置法の改正がございまして、また来年度予想されております。いわゆる退職給付引当金の優遇措置の減額があるわけでございますが、この退職給付引当金、ちよつと話が飛ぶのでございますが、これ一つとりまして、実質的な法人税の増額が一・一％ぐらい行われたようなことになると何つております。

しかも、退職給付引当金を引き当ててゐる企業というものは大体大企業だそうでございます。そういう面から税源ということから考えまして、余り直接税に頼つていくのはもう限界ではないかというところを考慮するわけでございまして、この直間比率の問題につきましても政府の御見解をお伺いしたいと思つております。

○高橋(元)政府委員 いまもお話ございましたように、わが国の直接税の割合というのは、四十七、八年ごろ高かつたことがあるわけでございますが、最近またかなり上がつてまいりまして、現在、お示しのように、大体七対三という割合で直接税でございます。外国の数字もいまお話がございましたが、イギリスは昨年のサッチャー改正で直間の比率が四五対五五くらいになつたかと言われております。アメリカでもいま九対一の間接税国でございますが、これはどういふふうになるかわかりませんが、これはどういふふうになるかわかりませんが、ウルマン蔵入委員長の提案のようございまして、ウルマン蔵入委員長の提案のようなことが実現したといたしますと、九対一の直間比率が五対五になるといふことも聞いております。

そこで、所得税は、理論的には個人の応能負担という意味では担税力相應の総合累進課税でございます。最も望ましい税制でございますけれども、いづれの国におきましても、所得税の単一税制というものが実現したこともございませ

し、そういうことが税制上の理想であつたということもなと思います。税制というのは、個別の税制の組み合わせによつて体系となつて初めて全体として国民の方々に国の必要な費用、公共の必要な費用を負担していただく仕掛けでございます。から、したがって、各種の税金の組み合わせについて配慮するということ、これから先、財政再建を考え、また歳入につきましても国民の御理解を得て増収措置を講じてまいります場合には一番基本になることは申し上げるまでもないわけ

で、歴史的に直間の比率が日本は七、三であり、かつては三、七であつた。アメリカが九、一である、イギリスが直間が六、四である、そういうことはそれぞれの歴史ないし社会の沿革を背負つておるものだと思つてゐると思つてまいりまして、これから先、次第に国際間の交流と資本及び労働の交流といふことも盛んになつてまいりますと、税制が一国の独自の事情で規定されることは当然でございましてけれども、それによつてやはり国際間の競争力といふものが改めて問題になつてくる。いろいろ広い見地から歳出の問題もござい

ます。歳出につきましても節減の努力、効率化の努力といふものはなお一層これから続けてやらなければならぬと思つてまいりまして、安定的に伸びてまいる歳出に對してどのような歳入構造が適當であるか、それにつきましても時間をかけて十分検討すべきである、五十五年度の税制調査会の答申でもきょうの御意見をいただいております。私どもは、ただいまお示しのありました直間の比率について広い見地から考えていくべきだろうし、直接税に今後どんどん偏つていくことには問題があるのではないかと御指摘でございますが、その点も十分踏まえまして、今後中期的な見地からいろいろ掘り下げて検討いたしてまいりたいと存じておる次第であります。

○中村(正三郎)委員 先ほどの所得税の問題もこの法人税の問題もそうでございますが、余り直接税に頼つて、イギリスのように意欲がなくなつ

て企業家もまた働く人も意欲を失うということの
ないような税制にして、なおかつ、税の財源を確
保するというところに御努力いただきたいと思う次
第でございます。

〔稲村（利）委員長代理退席、愛知委員長〕

次に、利子配当所得の総合課税の移行についてお伺いいたします。

利子配当所得につきましては、五十九年一月より総合課税に移行することでありまして、そのための方策として少額貯蓄等利用者カード制度が採用される、グリーンカードということでございますが、国民といたしまして、税負担の公平を図る見地から利子配当所得が総合課税へ移行するということになります以上、それが公平に行われ、そこに抜け道があるようなことではいけないと思うわけでございまして、その把握につきまして万全を期していただきたいと考えておるわけであります。

そこで、第一にお伺い申し上げたいことは、先ほどからたびたび話には出ておったようでございますが、銀行預金と郵便貯金との間に総合課税移行に際して経過措置に、国民の側から見ますと、若干の不公平が起こる危険があるのではないかと、いうことを感じるわけでございます。

今回の所得税法改正案によりますと、五十八年末までになされた民間の非課税貯蓄につきましては、五十九年中にすべて洗いがえられるというところでございますが、それに対して、郵便貯金の場合には五十八年末までに預け入れすれば定額で最長十年でございしますが、そのまま預入しておけることになるというところでございます。これでは昭和五十八年末までに駆け込み郵便貯金が起こり、預金の郵便貯金に対するシフトが起こるのでないかという懸念を持つわけでございます。この点郵政省にお伺いしたいわけでございます。

また、郵便貯金につきましては、三百万円の先
ほどからお話に出ております法律による預入総額
の制限があるわけでございますが、これが守られ

ていないのではないかという見方をする人がいるのは事実でございます。今後利子配当所得の総合課税が実施されますと、郵便貯金がその抜け穴にならないように、この三百万円の限度管理に万全を期す必要があると考えるわけでございます。

すなわち、カード制の導入におきまして、民間金融機関と郵貯の間の管理の差が浮き彫りにされてくるのではないかと一うことを感じるわけでございます。すなわち、銀行の場合、マル優の制限管理や支払い調書の名寄せなどは国税当局によりましてかなり厳しく管理されていると伺っているわけでございますが、郵政省の場合、三百万円の限度管理につきまして、具体的にどのような仕組みで行われることになりますのか。先ほど御質問された方と若干タブアるかもしれませんが、その場合に、何年も前に預け入れられた預金と新規に預け入れられたものの名寄せでございますとか、非常に遠隔地で、九州と北海道とか遠隔地で預入された貯金をどのように名寄せしていきますのか。

また大案件数が多い預金だと伺っているわけですが、そういったものを管理するためにコンピュータを使ってオンライン計画があるようなお話も伺うわけでありますが、そのようなことがございましたら、その概要とその仕組みについて御説明いただきたいと思うわけでございます。

○小倉説明員　現在の郵便貯金の総額制限を監査するための名寄せの方法等でございますけれども、御承知のように、郵便貯金につきましては全国どこでも預入ができるという仕組みになっておりますので、個々の郵便局の窓口において監査を行ふことは困難でございますので、貯金原簿を所管しております地方貯金局でそれぞれの預入の書類の写しを集めまして、全国一本で、また古いものにつきましても含めまして名寄せをしておるところでございます。この名寄せにつきましては、現在、いま申し上げました地方貯金局で手作業で行っているところでございますが、ちょうど私もの方の郵便貯金の事業につきましては、現在オンラインシステムを用いました総合的な機械化の

計画を進めておるところでございます。この名寄せの事務につきましてもコンピュータ処理に移すことにいたしましたので、ちょうど本年度からコンピュータ処理への移行を始めまして、逐次全面的にコンピュータ処理による名寄せ方法に移していく、こういうことで現在進めておるところでございます。そういうように、私どもでは現在におきましても厳正な預入限度額の監査に努めておるところでございますし、また、引き続きして一層厳正にこれを進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○中村(正三郎)委員 そのコンピュータ、非常に数の多い預金をオンラインいたしますのに、どれぐらいの規模のどれぐらいの予算でできるものか、また、いつごろそれを完成されるか、もし目安がございましたら、教えていただきたい。

○小倉説明員 私どもの郵便貯金のオンラインの計画ということになるのでございますが、これはいま申し上げましたように、名寄せ事務のみなら

ず、郵便貯金、為替、振替、その他貯金関係の郵政省のすべての事業にわたりまして総合的に機械化を行う、こういう計画でございます。この計画につきましては、かねてから計画の推進を進めておるところでございしますけれども、昭和五十三年の八月から首都圏の一部地域の郵便局からこのオンライン化に着手いたしましたて、現在、ちやうど首都圏、近畿圏、それから中京圏の一部にも入り

始めましたが、現在郵便局は全国で約二万ござい
ますが、そのうち、首都圏、近畿圏を中心とい
しまして二千七百ほどの郵便局がオンライン化さ
れたところでございます。今後、このオンライン
化を引き続き全国に及ぼしまして、昭和五十八年
度末ごろを目途に全国二万の郵便局、また、業務
的に申し上げますと、郵政省の為替貯金業務のほ
ば全面にわたりました、オンラインシステムを用
いました総合的な機械化を完成したい、このよう
に考えておるところでございます。

なお、郵政省の為替貯金業務のオンライン化計画の総体の費用と申しますか、これはコンピュー

ターだけじゃございませんで、コンピューターを格納いたします計算センターでございますとか、郵便局におきますオンラインの端末機ですとか、この辺を含めての総経費でございますが、私どもはこのオンライン化のためのいわば創設費用をおおむね千九百億円程度、このように考えておるところでございます。

○中村(三郎)委員 次に、また郵政省にお伺いたしますが、郵便貯金法を勉強していただいたのでございますが、その十一條に、預金総額三百万円を超えたときは、郵政省はその旨を預金者に通知することになっております。その通知があつたとき、預金者は預金総額三百万円以内に減額しなければならぬということになっております。預金者への通知を発した日から一月以内に預金者が三百万円以内に減額しないときは、郵政省は制限額以内に減額するのに必要な限度においてその貯金の一部をもって国債証券を購入保管するということになっておるわけでございますが、

とかく批判のごさいます限度額のごさいます
が、この限度を超した方が大体どれくらい、た
とえば昨年度でも結構でございますが、いらつ
しやるのか、また、過去においてどれくらいいらつ
しやったのか、そういったことを通知してどうし
ても減額しないので、実際に国債を購入して保管
しているようなことがございますのか、その点に
ついてお伺いいたします。

○小倉説明員 郵便貯金の預入限度額の監査につきましては、ただいま御説明申し上げましたような形で名寄せを実施いたしましたして、その結果、預金者の貯金総額が預入限度額を超えておるものを発見いたしましたときは、郵便局を通じて預金者の方にその旨を通知いたしまして、貯金を限度額以内となるように減額、払い戻しをしていただく、こういうふうにしております。

昭和五十三年度におきましてこの減額の措置をいたしましたものは二万二百件、合わせまして二百二十一億円、このようになっていところでございます。

○中村(正三郎)委員 国債を購入した事例がなく、通知を受けて皆さん減額しておられるという、非常にまじめにやっておられるんだと思いますが、いずれにいたしましても、この利子配当総合課税移行実施に当たりまして、国民としては公平かつ実効ある総合課税を望むのが当然でございまして、そういう点に御配慮をいただきたいと思うわけでございます。

割引債につきましては、今回の改正案では、告知書の提出義務、支払い取り扱い者の確認義務等が設けられるそうでございます。この点につきましては高く評価したいわけでございますが、その後の割引債の償還差益の課税方法等、実際実施面について私どもはまだ余り聞かせていただいていないわけでございます。その点について御説明いただきたいと思います。

資産の選択に不測の影響を与えることがないとい
うことがまず必要なことだと思ふのです。

ながら支払い調書、源泉徴収等の具体的な諸点について、今後実務的、技術的に発行者、市場担当、それから徴税当局その他の意見も聞きまして検討をしていくことは当然でございますし、私どもはなるべく早くそういう諸点を詰めてまいりたいと思えますけれども、やはり現場の意見、金融機関側の意見というものも十分聞いて、数多い国民の方々に申し上げたような不測の影響を与え

うふうに思いますし、成案を得た暁でまた再び所得税法の改正案という形で御審議を煩わしいというふうに考えておる次第でございます。

○中村(正三郎)委員 いずれにしろ、大変特殊な動きをする金融資産でございますから、むずかしい面があると思うのでございますが、国民がより公平感を持ちますような点で御配慮いただきたいと思えます。また、グリーンカード制につきまし

いかということがよく言われるわけでございます。今回の改正案では、不公平税制の是正が前進

いますが、一定額を超える所得の申告はすべて調査をしなければならぬとが、それ以外のものでも究極的に脱税は探知されるんだというような保証が与えられなければならないことだと思ふのでございますが、これには税務官吏ができるくらいだけ多く納税者を訪ねるというような努力をしなければならぬということだと思ふのでございませう。

が必要になってくると思うのでございますが、徴税額の増加によって人をふやしてもいいのだというふうな議論もあるわけでございます。ただいま行財政再建、行政改革というふうなことでもって人員削減というふうな話もあるのかもしれませんが、この税の執行に当たりまして正直者がばかを見るというようなことがあっては、納税者のモラルの低下も招きかねないわけでございます。この

さいまして、先生のただいま御指摘になりましたのは、たとえば源泉徴収を受ける給与所得者と堂

主としてとっており、ますものですから、その点について広報その他国民の方の納税についての意識の高揚を図らせていただいて、そのために常時努力を重ねております。

それからもう一点につきましては、御指摘のありました調査の問題でございますが、二十十年間、たとえば申告所得税についての実地調査の率というふうなものを見ますと、残念ながら低下の

してはその点について事務の合理化その他によりまして調査人員を何とか捻出して、これに対応して、いこうといふことで努力を重ねております。ただ、申告納税制度にとりまして実調率というものの低下はいわば根幹を揺さぶるものと考えておりますので、われわれの努力のみをもつて足りるかかどうか、そういう点を含めまして、人員の増加問題、こういうことにつきましては国民の皆様並び

第一類第五号 大蔵委員会議録第十号 昭和五十五年三月五日

しておりますし、それを合理化によっていまか
ぱりしてゐる。十年間にわたりまして申告所得者
数は一・四倍、法人数は一・七倍と著しく増加し
ておりますのに、職員数はほぼ横ばい、こういう
ことなのです。俗によく言われることは、一人を
採用すれば六千円つかせいでくる、こういうよう
なことも言われるのでございますが、これは本
当に国民の各方面に理解を得ながら、そうした環
境も一方で醸成していかなければならぬというふ
うに考えて、行政改革、削減計画に携わる立場と
徴税当局を監督する立場の、一つのハムレットの
ような気持ちもときにはいたしておるのが實際で
あります。

○中村(正三郎)委員 わかりました。

私の質問をこれで終わります。どうもありがと
うございました。

○愛知委員長代理 熊川次男君。

○熊川委員 租税特別措置法の一部を改正する法
律案についてお尋ねいたします。

租税特別措置法については、昭和五十一年以来政
府は鋭意その整理合理化に努力を払ってまいりま
したが、それは高く評価できるものであります。
租税特別措置はこれまで不公平税制、この最たる
ものとしてときにやり玉に上がったこともありま
す。私はこの租税特別措置は重要な政策手段とし
てその存在意義を高く評価している者の一人であ
り、この措置は言うまでもなく税の減免、これに
基づくところの民間企業の活動を一定の方向に導
く作用を持つ、いわば典型的な政策を実現する税
制かと思ひます。その意味で、これは一種の補助
金と同じ性格を持つものだと思いますけれども、
いわゆる補助金のような煩瑣な手続を要せずに、
しかも民間の活力を十分引き出す政策手段とし
てすぐれた点がある点を感じます。当然先
進諸国においても同様な措置がとられてゐるかと
思ひますが、これら諸国における租税特別措置の
内容をお伺ひしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 いまもお話ございました
のですが、アメリカの言葉で申しますと、租税特

別措置というのはタックスエクステンディチュア
と言つてございませう。つまり、歳出面におけ
る措置と租税特別措置による減税というものは実
質的には同じものだ、こういう認識であらうかと
思ひます。

アメリカの事例で申し上げますならば、たとえ
ばよく御案内の投資税額控除という制度がござい
まして、これは投資額の一〇%を法人税額から引
いていくという制度であります。それから、研究
開発費につきましても特別が設けられておりまし
て、初年度一〇〇%の特別償却というようにな
ることが可能であるようになっております。公害防止に
つきましては六十カ月間、つまり五年間で均等償
却できるという特別償却もあります。

それから、イギリスは、産業用機械設備、あそ
こは非常に投資がはかばかして老朽化した国でござ
いますから、産業用機械設備の初年度全額償却とい
うような制度もございませう。たまたま資産につ
いては後入れ先出し法が認められておりませんの
で、特別の減額が可能であるという制度もござい
ます。

いま時間の関係で一、二の国だけ申し上げたわ
けでございますが、それぞれの国にはそれぞれの
国の持つております経済的な国民生活の悩みに
応じて、いま申し上げたようなタックスエクステ
ンディチュアというものがあつてございま
す。去年の暮れに経団連といふ議論をしてお
りました際に、アメリカでは大体二割ぐらい租税
特別措置によって減収が起つてゐるではない
か、イギリスでは半分ぐらいではないか、これは
あべこべでございませうか、というふうな指摘が
ございました。そういうことは、私が冒頭に申し上
げましたタックスエクステンディチュアというこ
との中で考えるべきだ、つまり歳出面また政府の
政策金融の面、それから税制上の租税特別措置の
面、政策税制という面、それぞれの面であらう
ところ、手をかけて伸ばしていくべきであるか、
また保護していくべきであるかといふことの総合
的な政策判断の中で、租税にどれだけの政策持

分を割り当てるかといふことによつて決まつてく
るわけで、それぞれの外国で租税特別措置があり
ますからといつて、日本でそれと同じものがなけ
れば法人の税負担が均衡しないという理論ではな
いと思ひますけれども、それぞれの国にはそれぞ
れの国の政策に即した政策税制があることは事実
でございませう。

○熊川委員 わが国の財政の現状が大変深刻であ
るといふことはだれしも認めるところであります
が、五十五年予算においては、歳出面において
はその支出を極端に切り詰めて、また、歳入の面
では租税特別措置といふものによつて、しかもそれ
を思い切つて整理統合を行うといふことにより公
債の一兆円減額を図り、財政健全化のスタートを
踏み出したわけですが、五十五年は何といつて
も四兆六千億円の自然増収といふものに助けら
れてしまつてしまつた、いわばそういうものが見
込まれるために今回のような措置で予算編成が進
んできたのだと思ひます。ところが、今後経済
の情勢を見ると、石油の高騰を初めとして、五十
六年度以降は五十五年のようにならぬ自然増収
が一体見込まれるかどうか、これはきつめて困難
ではないだろうかと言わざるを得ません。五十六
年度以降は歳入、歳入両面にわたつてさらに本格
的な検討を迫られるのではないだろうか、こんな
ふうに思ひます。

このような環境にあるためか、一部の論者は、
租税特別措置を整理すれば財政再建は可能だとい
ふことを述べております。五十五年における租
税特別措置による減収額は九千八百億であり、し
かもこのうち少額貯蓄の非課税措置などいゝわゆる
個人を対象としたもの、こういった個人を対象と
した措置による減額を除いた、いわゆる企業関係
の租税特別措置による減収額はわずかに千八百七十
億にしかすぎません。しかも、よく租税特別措
置は大企業優先だといふことが言われてゐるもの
の、その大企業を対象とした特別措置の減収額は
さらに少額なものと云わざるを得ません。そこで、
その額をまずお尋ねしたいと思ひます。

いづれにしても、租税特別措置を整理合理化あ
るいは全廃したところで、それだけではとても財
政の再建は困難であらうと思ひますけれども、こ
の点についての大蔵の御所見を承りたいと思ひま
す。

○竹下國務大臣 ただいま御指摘になりました数
字はそれぞれ合せておりますが、五十五年にお
ける法人税に係る租税特別措置による減収額は、
平年度ベースでは千八百七十億であります。そ
のうち資本金一億円の超の法人に係るものは一千
百億円であります。この企業関係租税特別措置を
含めて租税特別措置全体の減収額は、いま御指摘
になりましたとおり九千八百十億円であります
が、この中には、御指摘のありましたとおり、少
額貯蓄の非課税制度とか、住宅対策、国民生活の
安定のための必要な措置等が含まれておるわけ
でございますので、仮にこれらを全廃したといひ
まして、また現実、少額貯蓄制度の問題は、先
ほど来グリーンカードの問題等で議論していただ
いておりますので、いま全廃という考えがあるわ
けではもとよりございませぬけれども、仮に全廃
したといひまして、それによつて財政再建が
可能になるというものでないといふふうに考え
ております。

したがひまして、財政再建の達成のためには、
税負担の公平確保には十分配慮する必要があります
として、こつた観点から今後租税政策のあり方を、
たとへばきょう熊川さんと私がこうして問答いた
しましたり、その中で国民の理解と協力を得て、
歳入、歳入両面にわたつて国民の理解を得る環境
をつくる努力をしていかなければならぬ、このよ
うに考えております。

ちなみに、租税の整理で今年度は四百八十億
が見込まれておるといふことをつけ加えさせてい
ただきます。

○熊川委員 ありがとうございます。
租税特別措置は、財政上の措置、また金融上の
措置と並んで、いわゆる民間の活力をクリエー
するものとして重要な政策手段である。したがつ

て、たとえどのような財政状況に置かれようとも、この政策手段を放てきしてはならないと考えます。石油を初め資源に乏しいわが国が、今後たゆまざる産業の発展を期待するためには、この租税特別措置により民間の活力を引き出すことが重要な課題ではないだろうかと思ひ、特に競争力が乏しいという点で多くの問題を内包しているところの中小企業の分野ではなおさらのことという感を深くするものであります。

もとより、租税特別措置は、税の減免を伴うという観点からして、税負担の公平の原則と、またいま述べたような政策目的の効率あるいは効果の妥当な調和という意味からして、絶えずむずかしい問題がつきまとうわけでありすけれども、この点を踏まえて、租税特別措置については、五十年以来、先ほどのように政府は鋭意整理合理化を行ってきたわけでありす。特に五十五年度においては企業関係の租税特別措置、先ほどお話がありましたとおり、八十二項目中七〇%近くの項目が一律縮減、これによって合理化が行われておりまして、非常に強い熱意はうかがわれますが、次の二点ほどお伺いしたいと思ひます。

今回の租税特別措置の整理合理化と昭和五十一年以来昨年度までの間に進められてきたそれとの間の相違点の存否並びに内容を明らかにしたいと思ひます。

第二点としては、競争力の劣弱の体質を内包しているところの中小企業や農林業の租税特別措置の整理合理化に当たってはどのような配慮がなされたものでありましようか。特に弾力的な経営が最も強く要請される中小企業、企業維持の原則が強く叫ばれ、雇用問題などにもいろいろと波及効果のある中小企業を、財政再建の名のもとに余り縮減し過ぎるということは非常な危険を伴うものではないだろうかと思ひますので、お答えいただきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 政策税制というものが時々刻々の国民生活なり国民経済の必要に応じて要請されるということは、私どももそのとおりに

思ひます。ただ、政策税制としての租税特別措置というものは、とかくつくられてから慢性化してしまう。これは補助金一般について指摘されておることでありすから、慢性化してしまうということは、必要がなくなつてもまだ続いているというところであらうと思ひます。もう一つは、効果が上がらないからいつまでもたつてもやめられないということかと思ひます。そういうふうに租税特別措置が設けられた政策税制としての設置の際に十分意義があつたとしても、現在まで存続していることについて見直しの余地がないかと思ひます。私どもは見直しの余地がないかと思ひますし、事実、そういうことで五十年以来毎年毎年繰り返し租税特別措置の整理合理化を行ってきたわけでありす。ことし十項目を企業関係で廃止いたしました。それから四十六項目縮減をいたすという措置をとつたわけでありす。本年の租税特別措置の整理合理化につきましては、私の考え方は、まず適用期限にかかわらず全部洗い直しをする、歳出の方で言えはいわゆるゼロベースの査定に当たることでありす。個別項目ごとに存在意義を考え、またその必要な政策手段というものを考えて洗い直しをしたということが第一でありす。

それから、いま申し上げましたように、十項目の廃止を行つたわけでありす。存続する項目につきましても、一律に五〇%または二〇%というかなりの率で縮減を行うということにしたわけでありす。税制について公平という要請を考へてみますと、政策税制として存続するとしても、その幅というものについておのずから圧縮が必要であらうという判断であつたわけでありす。

第三に、新設した企業関係の特別措置項目というものはございせんので、昨年の八十二項目が本年七十二項目になりました。こういうことで、五十一年以来単年度としては最高の六八%、大臣からもお話がありましたように整理割合になつたわけでありす。その中に

ありまして、中小企業、農林漁業に対する政策税制の要請の必要性についての配慮が足りなかつたのではないかと御指摘をございす。それども、私どもは縮減率を中小企業、農林漁業それから資源エネルギー、それに研究開発、そういう分野の政策税制につきましても、五〇%の一般縮減に對しまして二〇%にとどめるといふようなことで特段の配慮を加えてまいつたといふふうな考へておる次第でありす。

○熊川委員 大体わかりました。では、念のために御確認させていただきたいと思ひます。いま言ひましたのは、深刻な財政状況のもとで租税負担の公平が強く要請されることは言うまでもありませんし、だからこそ思ひ切つた租税特別措置の整理合理化は行わざるを得ないと思ひますけれども、いまお話もありましたとおり、五十年からの整理統合でだんだんむずかしいものが残つてきたのではないだろうか、こんなふうな私なりに想像いたしております。

そこで、数の面においても質の面においても今回のように思ひ切つて臨んでくださったこの姿勢に對しては、高く評価せざるを得ません。しかし、反面において、言葉は悪いのですが、情性的に、安易にこれを進めることは、かえつて中小企業や農林業の、今回の自然増収で助けられたような、いわば税収の源をからすことになり、俗な言葉で言へば、金の卵の命を断つことになりはしないだろうか、こういった配慮も十分必要ではないだろうか、こんなふうな思ひます。先ほど大臣のお話をお聞きしてまいして、おおむねこれで一段落したというお話でありす。また、一月二十九日の当委員会でもその趣旨のお話ございましたが、再度この辺の御所見を御確認させていただきたいと思ひます。

○竹下(閣内)大臣 御指摘のように、租税特別措置というものは、従来から積極的に整理合理化に努めてまいつたわけでありす。五十五年度において、先ほど来グリーンカードの御議論があつておりましたが、まさに利子配当課税について総合

課税へ移行するための準備、所要措置を講ずると同時に、企業関係の租税特別措置につきまして廃止または大幅一律縮減、先ほど来お答えしておることでありす。五年間に、利子課税の特例を初めとしてその主要な項目のほとんどについて改善が講ぜられた。すなわち、ことしが六八・三%でありす。五年間で見れば八五%の整備が行われたといふことに相なるわけでありす。したがつて、私どもが、政策税制の整理合理化はおおむね一段落したものと考えております。このように明快にお答えいたしております。その背景には、税制調査会の五十五年度答申におきまして、明確に、これらの改正によって「税負担の公平を確保する見地からの政策税制の整理合理化は、おおむね一段落したもの」と考えられる、こ

ういふことを言つていただいておりますので、そのとおりの方を意を強くして申し上げておるわけでありす。

○熊川委員 ありがとうございます。

次に、土地税制についてお伺いいたします。土地問題の中心は、宅地の供給問題にしばられるかと思ひます。首都圏の最近における地価水準の高騰、こういうものを見ると、今回の改正にある特別控除後の譲渡益四千万円または八千万円までの税をそれぞれ緩和するとしても、税の緩和のみで十分な宅地供給は期待されないのではないかという懸念を持つものであります。この点についての御意見を簡潔にお聞かせいただけたらと思ひます。

○高橋(元)政府委員 首都圏、三大都市圏というものを中心といたしまして、その宅地供給に役立つ限度で譲渡所得者の大幅な課税の軽減につながらないという範囲で講じた措置でありす。あくまで補完的、誘導的なものでございまして、宅地供給の拡大には、基本的には総合的な土地政策が必要だと思ひます。

いろいろな観点があると思ひますけれども、たとえば投機的な土地取引を抑制するという場合に

は、短期の譲渡に対する重課だけでは足りないわけ、融資の規制でございまして、届け出制による土地取引の規制というものが、現実に行われる必要があると思ひますし、宅地の需給の不均衡を解決していくためには、関連公共施設整備の推進なり宅地開発事業の資金コストの問題、それから繰引きの見直しでございまして、都市再開発基本計画なしの実施の必要性でありまして、農住型の土地利用というようにも言われております。市街地整備の基本計画、宅地供給計画の作成ということも必要でございまして、こういうことと相まって税制が宅地の供給促進と地価の安定につながるように、私どもとしても、政府全体の関係部局と相談をしながら力を注いでまいらなければならぬというふうに考えておる次第であります。

○熊川委員 だいたいの総合的な施策と並行して進めるというお話ですので、では、そのうちの一つを取り出して建築基準法との関係でお伺いしたいと存じます。

首都圏においては、農地などの新規の宅地供給の問題のほか、既存の宅地の有効利用、これを図っていくことがきわめて肝要ではないかと思ひます。その意味で、今回の中高層共同住宅の建設のための土地の買いかえについての税の特例の創設、これはまさに時宜を得たものであり、高層化のためには結構でありますけれども、ここで問題になるのは、建築基準法の用途地域による用途制限の問題を解決する必要があるかと存じます。今回の税制改正に当たって、建築基準法の用途地域の見直しを含めたところの対処の仕方を簡潔にお伺いしたいと存じます。

○片山説明員 建築基準法によります建築規制のうち、いわゆる集団規定につきましては、適切な土地利用を確保するという観点から、都市計画の用途地域とリンクいたしまして建築の規制が定められております。中高層住宅の建設を促進する地域につきましては、たとえば第二種住居専用地域

を指定するなど、用途地域の適切な指定を行うことによりまして建築基準法によります適切な対応があるわけであります。したがって、先生御指摘の中高層住宅の建設ということは、都市におきまして住宅対策で非常に重要なことは御指摘のとおりでございまして、この適切な土地利用を確保し、推進いたしますために、第二種住居専用地域でありますとか、住居地域でありますとか、そういうものを適切に指定をすることにつきまして、従来から地方公共団体に対して指導に努めていたわけではございまして、今後ともその指導に努めてまいりたいと思ひます。

○熊川委員 では、時間の関係もございまして、お答えは時間の関係であるかどうかと思ひますけれども、要望を含めて意見を述べさせていただきます。

土地の問題は土地税制と非常に密接に係るわけですが、安定的な土地の供給、こういうものは、今後さらに税制面において緩和されるのではないかと、そういう意向が少しでも漏れると、土地所有者は、その期待権のもとにいわゆる売り惜しみということを繰り返すのではないかと思ひます。今回の土地税制は期限の定めを廃してあります。これはそういう期待権を持たせないという意味で非常に結構なものと思ひますけれども、ともかく当分の間制度を安定させることが、とりもなおさず宅地の安定的供給につながるものと思ひますので、それに関するそのような基本姿勢を特に強くとられますことを期待させていただきます。質問を終わらさせていただきます。

○愛知委員長代理 午後三時再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

午後三時二十六分開議

○愛知委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を続行いたします。川口大

助君。

○川口委員 私は、きょうは主として大臣に行財政、税制、こういうものに取り組む基本的な考え方、こういうものをひとつお尋ねをしたいと思ひます。その前に、大分大臣も思ひき切っておりまして、一言前提にお伺いします。

大臣は、城山三郎さんの小説で「男子の本懐」という本があるのですが、お読みになったことがありますか。

○竹下國務大臣 全部読んでおりません。斜め読みをしております。

○川口委員 斜め読みでも結構だと思ひますが、あの小説は濱口雄幸内閣総理大臣と井上準之助大蔵大臣の人生の二コマを小説にしたわけでありまして、かつて私どもの先輩が体を張ってとにかく困難に当たった、財政を担当した、こういう点に胸を打たれておられるわけでありまして、斜め読みをなさった大臣としてはどんな御感想でありましたか。

○竹下國務大臣 やはり明治の人というのは歴史を画する人である。それに比べてみずから反省してみますと、スケールに大変な差があるということを感じました。

と同時に、もう一つは、やはり社会環境というものも違ってきたのではないかと。いわば同じブリシブルの政党が二つあって政権交代をやっておる。しかし、いまの議会制民主主義の方がむしろいろいろ異なった政党の間答が行われて、言ってみれば、リーダーシップとは、おれについていかと男子の本懐とかというよりも、むしろその意見の交換の中に調和を求めていくというのが新しい世代におけるまたリーダーシップの一つのあり方ではないかというような感想を持って斜め読みをいたしました。

○川口委員 確かに大臣のお考えもわかるのです。しかし、私がなぜこんなお話を最初に申し上げるか、こう申し上げますと、いまの国の財政の現状というものは大変深刻なものであると思ひます。しかも、自民党政府が日本のいまの

政治を担当しておられるわけでありまして、この赤字の原因も財政の現状もいわば自民党政治の責任であります。私は考えておられるわけです。私たちが五十一一年に国会に参りまして、その当時、ここにいらつしやいまして引き合いに出して恐縮であります。坊大蔵大臣でありましたが、その際も私はこの席上から、民間で言うところの大蔵大臣は管財人のようなものだ、したがって、ひとつ心して財政運営に当たっていただきたいという要望を申し上げ、またその後、村山大蔵大臣にも同様の要望を含めた意見を出しておられるわけです。ところが、実はいま私、五十二年の当初予算審議の際の坊大蔵大臣の提案理由を持ってまいりました。時間の関係上長々全部読むわけにいきませんが、その一節を拾ってみても、「わが国財政は、歳入の約三割を特例公債を含む公債金収入により賄うという諸外国にも例を見ない異常な事態」になっておる、そして「今後かかる大量の公債発行が続くようなことがあれば、公債残高の累増、国債費の増高等を通じて、財政が硬直化し、機動的運営が困難になるのみならず、その資源配分機能が阻害される」と、こう言っております。しかも、大量の公債に安易に依存することによって財政の放漫化をもたらしおそれがある、そして民間の資金需要を圧迫して経済インフレの要因となるといふように言っておられるわけでありまして、そのために、このような事態を恐れるものである、財政の健全化の推進に全力を尽くすというふうに提案をされているわけでありまして。

自來足かけ五年になるわけでありまして、今回の大臣の提案とさしたる違いはないのであります。いろいろな事情があるわけでありまして、言ってみれば、口先だけの財政再建で、現在の大蔵大臣に實際に責任はないかもしれぬけれども、口を開けば、政権を担当しておる、責任政党としてと言つていらつしやる自民党政治そのものに大きな責任があると私は思ひます。御見解はいかがでしようか。

○竹下國務大臣 私は、責任政党たるものは絶え

ずみずから行った政策遂行の効果については責任を持つ立場にあることは当然のことであると考へております。そうして、その政策効果に対するものも批判というものは、およそ言論界というものが一〇〇％の役割りを果たすとしたら、絶えず体制側にある者が七〇％の批判は受けて立つて、それに耐え忍んでこそ初めて体制側の責任という意味ではないか。そして、いわば野党の皆さん方に対する批判も言論界等は三割はいたすだろうと思うのであります。それにまた耐えて、今度はそこには野党の政権の交代が生じてくるものではないか。したがって、いまの場合はわれわれが与党という立場にありますが政権政党でありますだけに、七〇％の批判に耐えることは当然のことであつて、そして政策遂行の効果については、気持ちの上ではやはり一〇〇％みずからの責任であるとして耐えていかなければならぬというふうに考へます。

○川口委員 お話はわかります。耐えることも必要でしょう。しかしまた、もう一歩進んでそれを打開するといふ勇氣も必要であると思うのですが、いかがでしょうか。

○竹下國務大臣 そのとおりであると考えます。

○川口委員 そこで、現在の世の中というものは大変複雑になっております。したがって、何か事を起こそうとすると、いまのようにいろいろなかわり合いが出てまいりまして、なかなか困難を伴うわけですから、なればこそ、そこに指導性なり政府の責任というものが必要であると思つております。今回の五十五年予算案も、そういう過去の経緯や私のそういう考え方を前提にしていろいろ検討してみましたが、どうも積極的な熱意がうかがわれかねる内容になっておるといふことを私は非常に残念に思つております。大臣はたしかこの前の席で、これからのいわゆる財政再建は非常に厳しいので、入るをはかつて出るを制す、それが今後の財政運営の方針だといふようなことをおっしゃつたように私は記憶しておるわけでありすが、ひとつ前段としてそういう困難な

問題、たとえば税制一つの項目をいじるにしましてもいろいろなかわり合いがある、それを、先ほど申し上げました「男子の本懐」ではありませんが、勇氣を持って今後取り組んでいかれる決意なのか、質問の前で大変恐縮であります。大臣の心底を一応伺つてから内容に入つてまいりたいと思ひます。

○竹下國務大臣 財政再建は入るをはかつて出るを制するというのは、過去、現在、未来を通じて適当な言葉であると思ひます。ただ、今年度予算を編成するに当たりましては、昨年のいろいろな社会環境というものは、国民に対して新しい負担を求める以前に政府みずから切つて新しい切つてこい、こういうことであつたという理解の上で立つて、五十五年予算といふものはまず出るを制するところから入つていこうというのが、サマーレビューから続いての予算編成の底流として流れておつたものではなからうかというふうに考へておりました。したがって、本格的な新しい負担を求める大きな手段であります増税といふようなところに手をつけることはしなかつたというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○川口委員 私は増税まではまだ考へていないのです。ただ、いまもお話し申し上げましたように、五十二年、五十二年のやりとり、私は本会議場で福田総理にも質問をいたしました。その際、赤字国債は三〇％以内にとどめるのだ、だから心配しなさんなどというのがたしか福田総理の答弁であつたと思ひます。そして、この席において大臣は、できれば五十五年度には赤字公債をなくしたい、発行を見合わせる、こういうこともちやんとおつておるわけでありすが、ところが、皮肉にも五十五年度になくしたいといふその五十五年度がいわば財政再建の元年だといふふうなことになるに對して、私の政府に対する一つの不信の気持ちがあるわけでありすが、その上に竹下大蔵大臣は、元年までとはいかないといふことをこの前申されました。元年になるような環境づくりをするといふふうにならにまた一歩後退したような御

発言がございました。在任期間が何年かわかりませんが、短い在任期間でありまして、ひとつこの際、勇氣を持ってそういう軌道、レールを敷く努力をこれからお願い申し上げたい、こういう気持ちでお尋ねしておるわけですが、いかがでしょうか。

○竹下國務大臣 私は、財政再建元年という言葉が、要するに昭和五十九年に特例公債をなくしようといふところから、ことしから財政再建元年としたい、ただ、この財政再建元年という言葉の響きが何だか余り肩を張つていふような感じがいたしましたものですから、その後、財政再建に一步を印したという表現を使つていふわけであります。むしろ、これは政治家でございまして、私も厚かましい点もございまして、それなりに非常に謙虚な表現を使つておるといふつもりであります。

されば、その第一歩のあかしとはどんなものか。仮に申しますならば、私なりに整理しておりますのは、とにかくも当初予算ベースではございませうけれども、一兆円の公債減額をしたということが、累年多くなつたものを初めて減額したといふことがあかしの一つではないか。

それから二番目は、最初申しました出るを制するといふ意味におきまして、昭和三十一年以来の低い伸び率の、一般歳出の伸び率を五・一％で抑えた。

それから三番目が税制面の見直しでございします。確かに本格的なものに手をつけなかつたといひましたが、御審議いただいております租税の整理合理化、給与所得控除の見直し、退職給付引当金の見直しといふものが三番目のあかしと言わせていただけるのではないかと。

四番目は行政改革でございします。この行政改革は途端にこの支出が減つていくものではございせん。むしろ、将来に対する一つの姿勢ではなからうかと思つております。特殊法人につきまして十六法人の純減が予定されております。さらに三月末までにはブロック機関、六月末までには

府県の単位機関の整理、そして千六百数十億といふ補助金の整理合理化といふものができた。

大きく分けてこの四つが、財政再建元年といひますが、第一歩を印したといふあかしとして評価していただければ、幸ひこれに過ぐるものはない、こう考へておるわけでございします。

○川口委員 いろいろお話がございましたが、そういう表現ではあるけれども、気持ちの中といひます。ソフトな御発言をしたと言われませんが、心の中としては五十九年赤字国債の発行をやめる、こういう決意で臨んでおられるんだ、その考え方で予算審議に当たつてもよろしい、こうおつしやつていふわけですか。

○竹下國務大臣 そのとおりであります。

○川口委員 そこで、私はどうしてそういう不信の念を抱くかと言つと、たしか私どもの代表が本会議で総理大臣に対して法人税の税率の引き上げを見送つたのはどういふことか、そういうお尋ねに対して、私の聞き違いがなければ、総理大臣はこれは一つの善政である、よい政治であるといふふうにお尋ねになつたと私は記憶しておるわけですが、この物の考え方。

さらにいま一つは、大蔵大臣はまた、やりくりがついたんだ、予算のつじつまが合ったんだ、したがって法人税率の見送りを行った、こういうふうにご答へしておるわけでありすが、その予算がつじつまが合ったといふのは一体どういふ御見解なのか。つまり、合わないからこそ赤字国債を発行しながら何とかやりくりをするのであつて、それを間に合つたから手をつけなかつたとか、それが一つの善政である、法人税に手をつけなければ政治であつたんだといふふうなお考えからは、いまのような五十九年赤字をなくするといふような意気込みは感じられない。そのために私はこのようなお尋ねをしていふわけでありすが、大臣、一体どういふお考えでありますか。間に合つたからやらなかつた、間に合つたといふのはどういふことなんでしょうか。

○竹下國務大臣 私どもが就任いたしましたのが

十一月でございますが、最初の閣議で、当初予算ベースではあるけれども、少なくとも先ほど来申し上げております一兆円の減額をしたい、その一兆円の減額というものをいゆるフレームA、フレームBという二つをつくりまして、閣議了解をしていただいたのです。したがって、まずその一兆円減額をしたものを予定して、今度は支出を削減したわけです。その支出の削減をした、その五・一％で縮めたものが、たまたま一兆円を減額したものとそして民間の自己努力によるところの結果としての自然増収というものの見積もりと合した場合には、新たな負担をしていただくことなく、この場合はたまたま済んだ、こういうふうな理解をしていただきたいと思っております。

それから、総理が申された善政という言葉でございますが、これは一般論として、税金を少なく取るとは善政だ、こういうふうな気持ちでお願いしたいと思っております。

○川口委員 総理の方から申し上げますが、私も不公平な税制を直そうじゃないか、しかも、法人税は、法人は特に税の自然増収でもわかるように、法人にいわゆる税の客体といいますが、税を取るべき要素がある、そう思っているやきき、法人税については善政だ、こう言われるわけでありまして、いまの内閣の姿勢なり向いている方向が偏っているのではないかと、ふうな考えに私もなるわけでありまして、しかし、それは人の心でありますから、大臣とても推しはかることはできないのでありますから、それは譲りますが……

いま、一兆円の減額、削減というものを根底に置いたとおっしゃるわけですが、その一兆円というものにこだわるところに私はやはり財政への意気込みが足りないと思っております。御承知のとおり、五十四年度補正において一兆二千二百億減額補正をいたしましたね。ということは、五十四年度当初に対しては確かに一兆円の削減になるわけでありまして、五十四年度の実績に対しては逆に二千二百億の赤字国債の増額になるわけですよ。それ

を、事実をもってわれわれは再建に取り組んでいるんだ、赤字国債を減らすように努力しているんだという理解にはどうしていられないわけですよ。

ですから、その一兆円という額を決めたのは、だれが決めたかわかりません。たしかこの前の大臣就任の一般質疑のときに、私どもの同僚の佐藤議員が一体五十五年度の赤字公債をどのくらい減らすんだ、少なくとも一兆円か、返事してくださいますと、あの場合言葉を濁して、明確な答えをたしか大臣しなかったように思っておりますが、そうしますと、大臣就任後赤字国債の減額額を決めた、こういうふうな私ども考えざるを得ないのであります。ですから、一兆円だけの減額を決めたその根拠、あるいはまた、そのことが五十四年度の実績を上回る発行額なんだ、こういうことを承知の上でそのような減額措置を行ったのか、一兆円の根拠について教えていただきたい。

○竹下国務大臣 閣議了解をいただきましたのは、一兆円以上、こういう言葉を実は使ったのでございます。私とて一兆円以上にしたと最初思っておりました。これは過ぎたことではございますが、一兆三千億くらいにすれば、いわゆる十三兆に踏み込めるといふようなところに一つのめどという希望といふか、そういうものを持っておったことも事実でございます。したがって、今年度の場合、いわゆるフレームA、フレームBといふものを出しまして最初閣議で了解をいただいたといふことも、当然増経費といふものがこれだけあります、その当然増経費を賄うためにはこれだけのものが要ります、だから、それにはどうしてもこの減額が必要であります、さらに自然増収がこれだけ見込めます、というところで歳出削減の一つのめどをそこに定めた。もっと削減すればよかったとおっしゃればそれとおりでございまして、各般の状況を分析して、現状においてこれが最善のものであるという考え方で予算編成を終えたということでありまして……

したがって、法人税の場合、それはいろいろな批判もいただきました。しかし、今年度はこのよ

うな形でおさまりましたものの、その後の原油の高騰とかいろいろなことを考えてみまして、されば五十六年ということになると、法人税を枠外に置いて議論の対象にしないといふような状態のものではないといふことも重々承知しておりますだけに、これから、今度の修正の場合にも削減のところでサマーレビューでもやってやれというように四党の共同の文書みたいなものができておりますが、そういうことから、これから五十六年度税制のあり方についても、税調等でも精力的な、根本的な審議を続けていかなければならぬ課題だといふふうに考えております。そうして、川口さんと私とがこう問答しておる中にも、私は、国民の意思といふものを吸収させていただけるものであるといふふうに理解しております。

○川口委員 そこで、一つは、予算修正後出納閉鎖は五月三十一日です、五月三十一日までの間に、現在見積もりました以外の自然増収といふものがどのくらい期待されるか、あるいは満度に見ておるか、その辺の見当はつきませんか。これは事務担当者でいいです。簡単にいいですよ、わかればいいです。

○高橋(元)政府委員 一月末税収といふのをきょう発表いたします。それで、その一月末税収といふのであらういただきますと、全体として十五兆七千二百四十四億収納が済んでおるわけでございますが、それが、補正後の予算に對します進捗割合といふのが六七・一％でございます。去年が六六・三％でございますから、〇・八％だけまだ勢いがいいということ言えるわけでございますけれども、実はこの〇・八％上回っておると申しますのは、去年の九月一・七％上回っておりまして状態からだんだん下がってきて、〇・八％になったわけでございます。これがゼロになりますと、補正後予算と同じ額が入ってくるということでございます、この上回っております割合は、収納月が進めば進むほど通常大きくなっていくことが普通でございますから、私も、今後の経済の推移について全

部を見通すといふことはむずかしいと思いがすが、税収の足取りを見ますと、余り補正後予算額に對して大きな申しますか、自然増収といふのをさらに見込むといふことはむずかしからうかといふことを考えておる次第であります。

○川口委員 そこで、その一兆円の削減の国債分ですが、これは全部赤字国債の分として削減するわけですか。

○秀河政府委員 五十五年度の国際発行額一兆円の減額の内訳でございますが、いわゆる赤字公債が五千七百億円、建設公債が四千三百億円、こういう内訳に相なっております。

○川口委員 大臣、一兆円減額した、削減したといつても、いわゆる赤字公債の分はわずかに五千七百億なんです。だから、われわれはますます、本気になって赤字をなくするよう努力をしておるのか——またとにかく、言葉ではいろいろなことを言っておるけれども、まあ任期も短いし、いつやめるかわからぬから、この際余り当たりさわりなく予算編成をやろうといふふうな安易な気持ちではなかったか。つめに火をとますといふ言葉があるわけでありまして、本当に、民間の管財人が財政の立て直しをするという場合は、こんなようなまなめるいことではできないと私は思うので、一体こういうことで、五十六年度以降五十九年度までに本当に赤字国債をなくせませんか。もう一度所信のほどを……

○竹下国務大臣 これはあくまでもそれを目標として進んでいかなければならぬ課題であるといふふうに思っております。

○川口委員 それでは、少し角度を変えてお尋ねをいたしますが、これも大臣の答弁をお願いいたします。五十五年度予算は、新聞その他によりまして、ゼロベース査定をした、こう言っておるわけですが、大臣が考えておるゼロベース査定といふことは一体どういうことなんでしょうか。

○秀河政府委員 ちょっとそのゼロベース予算といふことでございますので、大変恐縮でございますが、

すが事務当局の方から……（川口委員「大臣に聞いているのがね。それは政策としてやったわけだ、方針として……」と呼ぶ）

私ども、五十五年度予算をゼロベース・パジェットというものを申してはいないわけですが、もとよりそのゼロベース予算と申しますのは、アメリカでカーター政権がそういう手法を用いて最近予算の編成に当たっておるといふものでございます。

ただ、私ども、従来から実は予算の編成に当たりましたは、いわゆる増分主義というものとらわれることなしに、根底から既定経費の見直しも行っているというところで努力をしてきたわけでございます。その手法といたしましては、たとえば要求段階におきましてはゆるゆるの枠の問題、あるいは昨年いたしましたような、早目に経費の中身を検討するサマリーレビューとか、あるいはまたスクラップ・アンド・ビルドの原則だとか、さらに、補助金につきましてサンセット方式を導入するとか、いろいろな手法を用いて、何とか既定経費の洗い直しを既存の制度、慣行にとらわれることなくやっていきたいということと努力を重ねてきたわけでございまして、そういう意味におきましては、基本的な方向といたしましてはゆるゆるのゼロベース・パジェットというものに非常に近い、基本的な方向としては同じようなものであると考えております。

そういうことで、私ども、特に昭和五十五年度予算の編成に当たりましては、最近の財政事情、あるいは特例公債に大幅に依存するといいわば異常な財政体質というものを考えまして、そういう手法のもとに、また、そういう基本的な方向のもとに既定経費の節減合理化に努めてきたつもりでございます。

○川口委員 これは事務当局でも結構ですから。言葉はどうでもいいですが、根底から見直したと言えども、根底から見直したという意味は、たとえば補助金なら補助金の行政効果といえますか、投資効果といえますか、そういうものも的確

に把握できる、効果を見きわめることがないと、根底の見直しはできないはずなんです。だから、大蔵当局として果たして、各省がいろいろ分捕り合ひみたないかつこうでむしり合ひをするわけでありまして、そういう中であって、本当に行政効果一つ一つを見きわめるだけの能力をお持ちなんですか。

○竹下国務大臣 これはむしろ各省のそれぞれの担当が、それぞれの立場から、それぞれの実態は一番よく知っておると思います。がしかし、大蔵省といたしましては、言葉で言えば、予算に関する調整権、そして編成権というふうなものがあつたわけでありまして、したがって、それらがそれぞれのつかさ、つかさにおきまして、政策的にも通曉しておるといふような体制は組まれておると私は思います。したがって、私は政治家でございまして、議院内閣制でまたまた大蔵大臣でございまして、これは内閣改造をやればいつでもかわつてしまふという性格のものでございまして、けれども、大蔵省という機構の永続性というものはこれはまた大変なものである。その勉強ぶりとしてもじやないか。まあ私は、試験を受けて大蔵省へ入ろうと思つたこともありまして、仮に受けたとしても通つたとはもちろん思わぬわけでございますけれども、事実そういう専門的な角度から勉強していくという仕組みと慣行と能力というものは十分に備えておる。

それを今度はどう総合調整していくか、そしてそのような形で、少なくとも大蔵省というものを編成しなければならぬという仕事でございまして、したがって、同じ国家公務員でございまして、大蔵省が他の省の上にあるというふうな感覚ではなく、その中へまぎれ入り込んだ形の中で、この調整権、編成権というふうなものに基づいて大蔵省というところまでつくっていく。それからいろいろな復活折衝等々の作業がございまして、また予算編成権者として当然のこと、私の場合は、野党の政調、政審関係の方にも、ただ通一遍に合うだけでなく、公式、非公式を数えてさ

あ十回ぐらいお会いいたしましたか、その中でいろいろ意見も聞きながら、最終的にはそこに政治的なある種の調整も加えながら編成していくという性格のものではないかというふうに理解しております。

○川口委員 私は別に大蔵の皆さんが不勉強だとか頭が悪いとか、そういうことを言っているのじやないのですよ。実際問題として物理的にもこれは不可能であらうし、一つ一つの事務をそんなに詳細に理解することは私は不可能だと思ふのですよ。だから、どつちかというところ大蔵ベースよりいけば各省ベースで、予算を削減するとか削減しないとかというふうな形にとらわれはしないかという心配があるわけですよ。私は何も皆さんより実地を知っているというところじやないのです。ただだれわれがはだで感じた事柄で皆さんにいろいろ物を申し上げているから、あるいは現実と離れているかもしれない、あるいは最も現実的であるかもしれないと思つていふわけですよ。

たとえば建設省の予算を見まして、公共事業は伸びがゼロであるとか、あるいは何%伸びた、こういう表現をしておるわけですが、私からすると、何%というものは何の意味がないと思うのであります。たとえば言えば——これは本当にたてえです。建設省の昨年度の予算の中に用地買収費が仮に三割あつたとする。用地買収が全部済んでしまつて、これは用地買収がゼロで工事費だけが必要だという場合は、仮に用地費の三分の一を減額しても工事費は減らないわけでありまして、そうでしょう。そういう場合もあり得るわけでありまして、そうしますと、いわゆる予算の伸び率としてはゼロになつたけれども仕事の量はふえた、こういう場合もあり得ると思ふのであります。いままでの物の考え方は、昨年度予算に対し何%伸びたから節約したとか、何%に抑えたからこれは圧縮したとか、何%に伸びたからこれは予算を伸ばした——額はそれでしよう。しかし、仕事の内容、事業の内容にすれば必ずしも伸び率とは一致したものでない、こう思うのですよ。そう

じやございませんか。私の考え、誤りでしようか。

○竹下国務大臣 伸び率というものは、やはり数字は正直でございまして、非常に参考になるものであると思ひます。ただ、いま川口さんおっしゃいますのは、たとえば、私がかつて建設大臣をしておつたことがありましたが、東京の一等地である道路計画、街路計画がございまして、私、見ましたら九三%が用地費なんです。一億の予算がついて、九千三百万円が用地費になつて、たつた七百四十万円が工事費にはならぬ。その当時は、いかにして景気効果を上げるかというときでございまして、決裁するのに私は非常にちゅうちょを感じたことがございまして。そうして、一方、川口さんのところの秋田県や私のところの島根なんかは用地費率は非常に低うございまして、したがって、そういうところへ傾斜配分すれば、いわゆる景気の波及効果だけから見たら確かにある、事業量は多くなるわけですから、そういう問題は、また各省庁でそれぞれバランスをとるなりがやつていらつしやるという状態を見まして、それが毎年毎年の伸び率を財政効果として著しく阻害するような執行関係はおやりになつていないというふうに私は見ております。

○川口委員 いや、新年度の扱い方としては大臣のおっしゃることはよくわかります。ただ、いまは財政再建の初年度だ、元年だ、ばくばくは頭で物を言っているわけですよ。そういう頭で物考えると、一体ことしの予算というものはどういう性格を持たせるべきかということが一つの前提になりながら予算編成に当たられると思うのです。そういう場合に、たとえば建設の場合には、言つたとおり予算の幅でふやすのか事業の幅でふやすのか、金でふやすのか事業の量でふやすのか、これで大分違つてくるわけですよ。そういうふうなものについて、各省間の予算査定というものを大蔵でやるだけの能力が一体あるものかどうか。だから、私はいまの時点で出るを制すということを考えますと、出るを制すためにはやはり事業内容というものを的確につかみながら、これはまず

差し控えない、これはやりなさい、これが出るを制すじやありませんか。そういう作業が本当にできたのかというのを聞きたいに言っているわけだ。

○竹下国務大臣 それは、たとえば市町村道といった場合に、それぞれの所管省で執行の責任を持たれるのは当然であります。大型プロジェクトでありますとか新規でございまして、問題は、予算編成の段階で、査定の段階でもそれぞれ話し合いを詰めて行っておるという実態であります。

○川口委員 この大型プロジェクト一つでもいろいろ議論があるわけでありまして。たとえばお話が出たから申し上げますが、国土庁に調査、調整費というのがあります。これは考えようによっては非常に弾力のある、うまみのある予算です。しかし、考えようによっては、こんなものは無理してやる必要はない、むしろ調整をするなら各省間の予算の際に考えればいいのであって、国土庁にそのような潤滑油的なものの予算は置く必要がないではないかという議論も私はあると思うのであります。そういう点についてはどういうお考えを持っておられるか、大臣どうですか。一つの例です。

○水野政府委員 国土庁の調査、調整費についてでございますけれども、予算の編成段階におきまして、関係の公共事業のそれぞれにつきまして今後の進行度合いとかいうふうなものが初めからびしっと計画が立てられ、それからまた、今後計画どおりというふうなことで進んでいくというふうなことが詳細に決まっておりますならば、そういう調整費というものをあえて別途計上しなくても済むという御議論も確かにあるかと思ひますが、実際の問題といたしましては、道路にいたしましても、その他のいろいろな関係の公共事業、その辺の進行度合いに差が出てきたり、その間をうまく調整をとりながら必要な金をつけていく方が、全体として資金の効率的な配分も図られるというふうなこともあるわけでございます。そういうふうなことを考えて計上いたしておるものでございまして、私もそれはそれなりに意味があるものである、かように考えております。

○川口委員 予算を編成して国会に出したわけですから、やはりそういう答弁をしないとまずいと思うのです。皆さんの立場もあるから。しかし、こういうふうな私の意見もあるということをはっきり十分御参考にしていただきたいというふうに思ひます。

次に、そこで大臣、それでは一体この五十五年の予算の性格というものはどういう性格のものとしておつくりになったかお聞かせを願ひます。

○竹下国務大臣 いまわれわれが使っておりますのは、物価と景気両方に中立、中立と、こう言っておるわけだ。

○川口委員 その中立的という言葉が、物価と景気の両方に、中立という言葉の意味が私はちよつとわからぬのですが、もうひとつ砕いてお答え願ひたいと思ひます。

○水野政府委員 申し上げます。わが国の経済は現在のところ設備投資が堅調でございまして。しかし、設備投資などが堅調でもって総体的には着実に拡大傾向にあるということでございますが、これから先行きなんかを当時も考えましたところ、物価、特に卸売物価を中心としたしまして物価の先行きが心配である。それから消費者物価にもこれから響いていくおそれがある、こういうふうに一応見通しておりました。それから、そういうことでございまして、景気そのものも石油情勢がいまいでございまして、それから欧米諸国、こういったところの経済情勢がどういふふうな動いていくか不透明なところがございまして、その両方をどうしても見ていかなければいけないということで、予算編成も中立と申し上げましたが、両方をにらみながら持っていかなければいけない、こういうことでございまして、結果、編成されました予算というのは、伸び率が一〇・三%でございます。景気との関連で見ました場合は、景気が自律的に拡大をいたしております。

す。この足を引っ張らない、こういうふうな関係でもっていわば景気中立型、これをひとつ申し上げておきます。また同時に、先ほど来御議論のございします国債発行減額とか、それから経費を極力抑制するということも、物価面についても悪い影響を与えないということで、両面について、景気についても中立、物価面についても刺激をしない、こういうふうな性格のものと経済的には見ております。

○川口委員 何かよくのめ込めないのです。何を言っておるのかよくわからぬです。ただ、素直に、中立ということ、余りこの予算によつてそんな影響はプラスもマイナスも出てこないのだ、こういうふうな中立というふうに考えていいのですか。

○水野政府委員 先ほど申し上げましたように、経済的に財政が景気を押し上げるという力は持っておりません。経済が自律的に拡大傾向にございします。その足を引っ張らないという性格のもの、こういうふうな考えでおります。

○川口委員 そうしますと、いま景気に対する一つの刺激策として、公定歩合の引き上げなんかやっていますね。またそろそろとうしてある。ある金融関係の人の観測では、そんなことでは手ぬるいのだ、むしろ総需要抑制型に入らなければいまいの日本経済は大変なことになるということさえ言っているわけだ。そういうことは、これから公定歩合の引き上げが何回あるかわかりませんが、そういう状態になった場合この予算とのかかり合いはどういうふうなことになるわけですか。

○水野政府委員 昨年三度やりまして、先月四度目の公定歩合の引き上げが行われたところでございします。先ほど申し上げましたように、卸売物価が相当上がっておりますし、それから消費者物価にも波及するおそれが出てきておるということで、インフレ心理が醸成、波及するのが非常にこわいわけでございます。これを前もって抑制する、こういうことで公定歩合が引き上げられた

わけでございます。これはひいては物価を抑制いたしますことによつてその次の景気の落ち込みを防ぐというふうなことでございします。そういう意味では、先ほど申し上げました物価と景気、この両方にらみのうち物価についていま傾斜をいたしておりますけれども、両方を守っていくのだという基本的スタンスにおいては変わりはない、こういうふうな考えでおります。

○川口委員 どうもあなたの答弁には大変な矛盾があるのです。あなたはこの予算はいわゆる自律景気の向上を目指しておるのだ、こう言っておるのです。そこはいま公定歩合の引き上げ等によつて抑制されるのです。自律景気というものがあつては、大それたというのはいまの状態ではありませんか。ですから、その辺のかかり合いは、この予算の編成時期に公定歩合が上つたのだから皆さん困るかもしれません、何かその辺の説明はどうも明確じゃありませんね。

○水野政府委員 経済の情勢というのは、先ほど申し上げましたように、設備投資、それから海外に対する輸出が伸びておりますし、消費もいまのところまだ堅調でございします。そういう状況で、景況というのは当初見通したよりも高い線で行つておるというのがこれまでの情勢でございします。したがって、そのところをきつぎと総需要抑制というふうなことで詰めるということではなくて、そういうものの関連で物価が上がつて将来インフレ心理が起こってくる、これをこのところで抑止しておこうということでございます。それから、景気を下につ張り込むという意図まで持つてやっておりますはございません。

○川口委員 大変なことをあなたは言っているのです。それじゃ予算編成の際には景気の上昇率をどのくらい見たのですか。

○水野政府委員 申し上げます。国民総生産にして名目で九・四、それから実質でもって四・八%の上昇でございします。

うなんでしょう。狂いそうなので公定歩合の引き上げや何かやって調整しようとしているでしょう。どうなんですか、そのところは。

○水野政府委員 物価そのものがこのところでもってテンポを速めておるといふことでございませうし、景気そのものは狂う狂わないというよりも、景気そのものにつきましてそのところをためない感じでもって公定歩合を引き上げた。もともと出ておりました経済の基本的スタンス、これを変えるほどの必要がない段階でもって公定歩合を引き上げた、こういうふうなことでございませう。

○川口委員 しかし、どうもぼくがわからないのが、結局指数というのは総需要ですよ。総需要という金額でしよう。二百何兆円とかというその全体の数ですよ。ですから、つまり物価の指数が上がるということ、テンポが速まるということは総需要の数が増える、支出がふえるということ、パイが大きくなるということでしょう。そこはどうか、支出が大きくなるということ、パイが大きくなる、そうじゃないですか。パイが大きくなれば指数が変わってくるわけですよ。その辺のところはどうもはつきりした御回答になっていないと思うのですよ。

○水野政府委員 お答え申し上げます。

いま申し上げました名目の指数、これはおっしゃられるとおり物価が上がっていますと上がる可能性がございませうけれども、それと同時に、一年間ずっと通しますと、物価が上がることによって先行きになりますと実質のところ落ちていくおそれがございます。したがって、いま直ちに物価がこういうふうな情勢になって、すぐに全体がどうなるかというのはいわゆる判断のむずかしいところと思われましても、当初の見通しの範囲内において、これから調整をしながら一年間の経済を持っていくことであらうかと思ひます。

○川口委員 であらうかと思ひますでは困るのですよ。困るから公定歩合を上げたのじゃないですか。もしもはつきりしなかったら公定歩合を上げ

る必要がないのじゃないですか。心配だから、公定歩合を上げて調整しようとしているわけでしょう。大臣、これはどうなんですか。ぼくがわからぬのですかね。

○水野政府委員 申し上げます。

先ほど申し上げましたように、卸売物価がすでに相当上がっております。海外要因が主体でございませう。これが徐々に中間製品、半製品に及んでいくおそれがあるといふことでございませうが、中身を割りますと、幸い企業、それから特に消費者、こういうところから非常に賢明と申し上げていいのが、非常にしつかりしておられまして、その波がところまでまだ波及いたしておりません。その波及がこわいわけでございますが、いまみたいに物価全体が高いといふことでございませうと、波及するおそれがあるといふことでございませうので、その出てくるところをいまとらえてもらう、抑止してもらおうといふことで公定歩合を上げた。まだ完全にそういうことが出切つてしまつてインフレになつて、物価そのものは相当高く上がつておりますけれども、中身については、そのところまで行つてインフレ心理が燃え上がつてしまつてい

るというふうな状態ではないところで公定歩合を上げさせていたのだいて、それを早目に食いとめる、こういうことを考えたわけでございます。

○川口委員 こんなところに時間をとつてはしやうがないですが、名目でもいいですが、いざ九・四％が狂うような状態になる、こういうことで九・四％の見積もりが狂うようなおそれがある、したがつて手を打つた、こういうことでしやう。違ひですか。

○水野政府委員 放置しておきますならば物価や何かはまだ上がるおそれがあるし、そうなる、経済の見通し全部が変わつてくるおそれがないわけではない。したがって、物価を抑制し、当初の線に乗せるということでもって公定歩合を上げさせていたのだいておる、こういうことでございませう。

○川口委員 まあ、いい。後でまた機会を見て聞きます。そこで、五十五年度予算の租税の見積額、これは狂いせんか。大体確保できるか、あるいは適正な見積もりをしたかという点について、ひとつお答えをいただきたい。

○高橋(元)政府委員 租税を見積もります場合に、一つは今年度の税の実績をどのよう把握するかという問題がございませう。

(愛知委員長代理退席、委員長着席)

これにつきましては、先ほどおおむね申し上げまして、当初予算に対して一兆九千九百億円を加算した税収よりも、だんだんと毎月の税収の実績の足取りを追つていきますと、そこに収斂していく実勢にあると思つております。問題は五十五年度の経済見通しによる経済諸指標を基礎として、その課税実績に基づきまして五十五年度の税収を見ていくわけでございますから、経済の実勢が動きましますと、五十五年度の税収がそれによつて動くといふことも事実でございます。先ほど来大臣官房の方からお答え申し上げておりますように、今回の公定歩合の引き上げに伴つて政府経済見通しがどのような実勢で実現していくかといふことについての見通しは、いま必ずしも明らかではありませんけれども、現在お示ししております政府の経済見通しが改定されなければならぬといふほど大きく動くといふふうにも私どもとしては聞いておらないわけでありませう。そのような実情にあるといふふうには考えておらないわけでございます。したがって、五十五年度の予算の税収見積もり総体を狂わすような大きな経済見通しの差異といふものがいまのところはないのではないかと考えておるわけでございます。

○川口委員 次に、大臣の財政演説によりますと、今回の措置によつて租税特別措置についてはおおむね整理が一段落した、こういうふうにおつたおわけでありませうが、これはどういふことですか。

○竹下国務大臣 これは五十五年度において利子

配当課税について総合課税へ移行するための所要の措置を講じたといふことが一つあります。したがつて、これは効果が出るのは昭和五十九年一月一日からであります。それまで当局の徴税者の方もあるいは金融機関も準備が要ります。国民全体もこの制度に慣熟しなければなりません。ただ、いわゆるグリーンカード制度をやつたといふことが、やはりこれは手直しの一つであります。次が企業関係の租税特別措置については、廃止または大幅一律縮減をやつて思い切つた整理合理化を行つた、そして税制調査会の答申においても明確に五十一年度以降一五一年からやつてきたわけでございますから、それでもって全体であります数、五十一年から五十五年度で八五％の整理割合があるわけでございます。したがつて、これは税制調査会等においてもこれをやれば一段落したものと考える、こういう評価とでも申ししやうか、いただいておりますので、そのように申しておるわけでありませう。

ただ、税負担の公平の確保といふことにつきましては、これは実態に即して税といふものは絶えず見直しの対象になるものでございませうから、税負担の公平といふものについては絶えずこれに対して注意していなければならぬ。ただ、企業関係の租税特別措置等については、こゝで一応一段落をした、こういう表現をしておるわけでありませう。

○川口委員 これも前の提案を引き合いに出して恐縮ですが、前は大臣がこゝ言つておるんですよ。税負担の公平を一層推進する見地から、引き続き租税特別措置の整理、統合、合理化を行う、こゝ言つておるわけですよ。ですから、この文章にある限りは、租税特別措置といふもののそのものがやはり税の不公平になつておるのだ、こゝいう前提ではないかと私は考えておるわけですよ。ですから、そういう意味からすると、大体八五％やつたからおおむね一段落したといふ認識は少しいただけない、こゝ思つておるのですが、この点はどうなんですか。

○高橋(元)政府委員 数字のことでございませう。

が、一つ御説明を申し上げておきたいと思うわけでございます。

企業関係の租税特別措置は八十二項目ありましたが、このうち繰越減税七十二項目になっておりますが、それに基づきます法人税の繰越減税の制度に対する減税額というものは、法人税の八兆五千億という予算に對して二・二％の千八百七十億ということになります。この二・二％という数字がいかに悪いかという御議論はまた一つあるかと思ひますけれども、政策税制として使命を終えたものは整理をして、残ったものについて圧縮を加えてこのような割合になつておるわけでございしますが、さかのぼりまして昭和四十七年ごろを見ますと、その割合は九％でございました。當時、法人税の繰越減税の税収に對して九％ぐらい租税特別措置で減税を來しておつたわけでございしますが、四分の一の二・二％程度になつてきておるわけであります。

そこで、政策税制を一律に整理縮減を加えていくという手法につきましては、先ほども他の委員から御批判もあつたわけでございしますけれども、そういう形で一律にいわばゼロベースの見直しをするのは、これはまさに一段落ということと、今後は、大臣からもお話のございましたように、社会経済情勢の推移に即応して税制全体をどう考へて、その中の公平なり国民の信頼というものをどういう形で持つていくかという具体的な工夫の問題にならうかというふうに考へるわけであります。

○川口委員 お話はわかります。ただ、一たん手をかけたから、手直しをしたから大体この程度の手直しをした、こういう御答弁であります。たとえば、これも一つの例でありますけれども、価格変動準備金などの場合、昨年手をつけましたね。手をつけましたけれども、しかし、それは今後五年ないし十年間にゼロにしろ、こういうことなんですよ。物の考え方がそこに画一的だと私は思うのです。ですから、価格変動準備金などというものは、場合によっては、いまのお話ではあり

ませんが、今回の予算が中立的予算だ、そういう性格のものだとするならば、あるいは在庫が一掃したという段階であるならば、こういうなし崩しにすることも必要ないと思ふのです。政策目的としてことしはやらないう、これは価格変動準備金はなしだ、場合によっては来年はあるかもしれない、これが政策目的であり、政策の手法だと思ふのです。そういうふうなお考えにはなれません。一律になし崩しになくしてゼロにするからいいんだということではなしに、政策目的であれば、その年の経済の変動、価格の推移、そういうものを見ながら、その年はやめる、来年はやる、こういうことがあつてもしかるべきものではないかと思ふのですが、いかがですか。

○高橋(元)政府委員 五十三年度末で価格変動準備金の積み立て残額は約七千五百億円であつたと思ひます。それで、七千五百億円を今後価格変動の著しい物品については毎年毎年〇・四ずつ下げて十年がかりでゼロにします、通常の物品につきましては毎年〇・三ずつ積立率を切り下げていきまして昭和五十九年でゼロにいたします。そういう改正案を御承認をいただきました。それで現在なし崩しに整理をしておるといふことはいま委員からお示しのとおりであります。その中で毎年〇・三ずつ削つていきまして五十九年でゼロになるという部分が先ほど申し上げた七千五百億の中の一割でございます。したがって、あと四年かれば価格変動準備金というものはその七割まで、いま現在七千五百億あるわけでございしますから、大体五千億がらみのものがそれとなく減るわけであります。そのようなゆくりやらずにもつと速やかにやつたらいではないかというお示しであります。価格変動準備金をなぜ整理するかと言へば、これは特定引当金でありますけれども、利益留保性が非常に強いということで御批判も強かつたわけであります。企業会計審議会でもいろいろ御意見もありました。私もそのうち一つとしてこれを整理したいということですが、これは非常

に沿革の古い話でございしますけれども、昭和の初めからたな卸し資産について一割評価減をするというふうな企業慣行がありまして、税務上もそれが容認されてきておつたわけでございします。それが一遍シャープ動向によつてなくなりまして、また二十七年に復活をいたしました。二十七年から一割の価格変動準備金を認めるという制度が十年間続いてまいりまして、その後非常に幅を切り込んで価格変動の著しいものについては五％、一般の物品は二％というふうになつてまいりました。そういう昭和二十七年以来の長い準備金制度でもあるというところもございします。当時、積立額がとにかく八千億からあつたわけでございしますから、一挙にゼロにすると、それによります企業の、法人の税負担の激変を緩和する、そういう要請も無視できないということで、實際上、申し上げておりますように、大体七割方があと四年以内になつていくということでございしますから、これはそういうことで御理解をいただければありがたいと思ひます。

○川口委員 一例を申し上げたのですが、私の前提はあくまで早く財政の再建をしたい、そして財政に余力をつけて、弾力ある力をつけてステップしたいという前提があるから、何か皆さんより私の方が緊急性があるといひますかそういう感じなんです。だから、財政当局、先ほど大臣が言つたとおり、たまたま五十五年度は自然増収が多かつたために少しのんびりしてはいないか、こういう機会にこそ健全財政の方向に、しかも税の不公平を正すような方向に思い切つて前進していくことが大事なのではないかということを言いたい。ために、こんなお尋ねをしてゐるわけであります。その点はどうか。

○竹下国務大臣 川口さんの方が、私を含む大蔵当局より正に男子の本懐になつておられるという感じ、実際のところ私もお話を聞いておりました。これは政治家同士の議論として、問答として申し上げますならば、私もあと三千億、十四兆台を割りたかつた、十三兆にしたかつた。したがつ

て、そのことをいろいろ考へました。ところが、仮に予算編成の最末期において三千億という新たな負担によつて何か確保される見通しがついたとします。それを果たして抑え切つておつたか、それはやはり予算の伸びの方へいろいろ要求が強いわけでございしますから、その方へ個人は妥協してしまつたのじゃないかという気持ちも當時あつたことは事実です。したがつて、せつかくここでおさまつたものなら、ことはこれでやろうという気持ちになりました。したがつて、私が予算編成を終わつたときに素直にばらんと漏らした言葉としては、来年の大蔵大臣は大変だな、こういうことを申しましたが、いまでもそういう気持ちに変わりありません。本当に歳出削減のみでなく、今度は歳入に對しても各般の意見を聞いて取り組まなければいかぬという感じがいたしますだけに、素直にそういう感じを私が記者懇談か何かで漏らしたということも、川口さんと同じような気持ちがあるから、そういうことがつい言葉の上につたというふうに理解していただければ幸いです。

○川口委員 政治家同士の話になると、大変おしかりを受けるかもしれませんが、やはり大平内閣は百三十八票の支持の上にできた内閣なんです。その実態からした、つまり保身のための大盤振舞いが今回の昭和五十五年度の予算じゃないかと政治家としては考へています。私はそう考へてゐるのです。だから、結局、あつちにもこつちにもいいようにやつてゐるのです。本当に先ほど言つたとおり、井上準之助じやないですが、命を張つて、体を張つて国の財政計画を立てるとすれば、たとへば百三十八票の支持の内閣であつても、毅然たる行政の態度があつてしかるべきであつたのじゃないかという点が私は思はれるわけです。政治家同士の話と言ひますから、あえて私は申し上げたい。

そこでもう一つ、財政投融资の件ですが、この原資で国債を引き受けるというのは一体いかがなものですかね。

○渡辺(喜)政府委員 運用部資金で五十五年度は二兆五千億の国債を引き受けるという計画になつておるわけでございませう。私どもの考え方は、基本的には、国債はできるだけ市中で引き受けていただくことがあつても基本であるということには変わりないわけでございませうが、御案内のように、五十五年度以降国債の大量発行が続いておりまして、しかも、その発行量が五十四年度までは年度を追つて急激にふくらんで来た、こういう状況でございまして、市中の引き受け能力といふものが消化能力といふんです、そういうものから見ましても、実際問題として国債の発行はかなり過剰になつてきておるといふのが現実の姿でございませう。したがって、市中の引き受け側でございませう。したがいまして、運用部資金でもつてかなり国債の引き受けをして、市中負担をその分だけ減らしてもらいたい、こういう要望が非常に強く出てまゐつておるわけでございませう。

しからば、一体、運用部資金で国債引き受けといふのはどの程度やるべきかという問題でございませうが、これはそのときの財政投融資の需要、一体どういふ方面に財政投融資をどの程度しなければいけないかといふふうなことで、これはもちろん経済、金融情勢等と絡んだ判断の問題だらうと思ひますが、そういう需要の問題、それから運用部の原資の問題、一体どの程度原資の増加が見込めるかといふふうな問題、と同時に、国債の発行の量の問題、その量と絡んだ市中の引き受け能力の問題、こういうふうなものを総合的に勘案いたしまして、私どもといたしましては、国債の円滑な消化を図るために可能な限りの国債引き受けを運用部資金でやりたい、こういう考え方のもとに、五十五年度につきましては二兆五千億、これは当初ベースでは前年度に對しまして一兆円の増といふ引き受けを計画いたしましたわけでございませう。

○川口委員 大臣、私は、国債発行の安易さがここにも出てゐると思つてゐます。私ども、小さいですが地方自治体を担当してまいりました者は、歳

入に限りがあると、どうしても歳出をいじめるよりしようがないのです。たまたま国の場合は大きな権限があるものですから、いろいろなところに安易に便宜主義に物事を扱つておると思つてゐます。ですから、いまいろいろくどくどお話がありましたが、こういう状態が続きますと、それじゃ国債がかゝいそう、一般会計がかゝいそう、というふうになつてまいりますと、国債発行の端めがきかなくなる。そこにちゃんと受けざるができたという感じになつてしまひますと、財政投融資の使命といふんです、任務といふものが大変損なわれてしまふのじやないかと私は思ふのです。いま私どもの計算によりますと、財政投融資約二十兆円でありまして、引受額はその中の一二・三%です。しかも国債発行予定額十四兆円に對しましては一七・五%も財政で引き受ける、こういうかっこうになつておるとは必ずしも正常の姿ではない。そしてまた国債発行に充てる。こういう安易な国債発行の仕方は、財政秩序をどこまでも崩してしまふ、財政秩序の確立ができなくなるんだ、こういうふうな思ふのであります。が、これはやつたから仕方がないといひたしまして、大臣、この私の考え方はどうですか。

○竹下國務大臣 国債発行といふものについての基本的な国債管理政策といふことになりまして、基本的には多いからいけないのです。多いから市中引き受けに限界が生ずるわけです。そしてそれが一般の金融等々に影響を及ぼすこともあり得る。そこで、それこそ個人引き受けといふことになりまして、これもそのずから限界がある。しかし、それも市況のニーズにこたへるようないろいろなものを考へて発行したりしております。

いま私は、五十四年度の段階におきましても市中引き受けといふものの限界を見きわめなからいゝゆる資金運用部資金においてこれを引き受けたといふのも、国債管理政策全体からすれば、現時点においてはそれはそれなりの理屈のあることであるといふふうに認識をいたしております。が、やはり国債管理政策を部内で議論しまして、最

終的には幾ら何でも多過ぎるということとは私も川口さんと同感です。

○川口委員 望ましくないけれどもやらざるを得なかつた、こういう理解でいいわけですね。――担当者はいいで、時間がないから。

○渡辺(喜)政府委員 資金運用部の資金は本来全部財政投融資に回していくべきであるといふところまでは私も考へていないのでございませう。やはりある程度は国債引き受けもすべきである。といふのは、国民の貯蓄といふものは、一方で預金あるいは信託あるいは金融債等々の形で民間の金融機関に入つていくわけですが、それ以上の大量の国民の貯蓄といふものは、郵便貯金を通じて運用部資金に入つてくるわけでございませう。それで、本来国債といふものはそういう国民の貯蓄で引き受けていくべき性格のものでございませう。か、そういう国民の貯蓄といふ性格に着目いたしますと、運用部もやはり何かの国債負担といふものは引き受けていかなければいけない。特に、現在、民間の金融機関は原資の増加額の……(川口委員「簡単にいい」と呼ぶ)ほとんど全部を国債引き受けに回しておるといふような状況でございませう。ですから、こういう時期においては運用部資金もやはりそれなりの国債負担といふものを負うべきである、こういうふうな考へておるわけでございませう。

○川口委員 私は大臣の財政運営の方針を聞いてゐるのだから、あなた余り答弁しなくてもいいよ。もう一つ大臣に聞きたいのですが、先ほど予算の性格について、つまり中立的な性格を持った予算だ、こういうふうにおっしゃつてゐるのです。そこで、公共事業も災害を除いて伸び率ゼロだ、こつちおっしゃつてゐるわけですが、しかし、財政においては八%の増を見てゐるわけですね。八%の増を見てゐるわけですね。予算の面においては自律景気を求めているながら、財政においては八%の増を見たといふのは一体どういふことなんですか。

○渡辺(喜)政府委員 おつしやるように、財政計

画は八%伸びておるわけでございませうが、財政の内容は必ずしもそれがすべて公共事業関連ということではございませう。中小企業でございませうか、もろもろの分野があるわけでございませう。さらに、財政といふのは資金面でございませう。で、實際に行う事業規模に着目いたしますと、事業規模の伸びの面では大体〇・五%程度の伸びにとどまつておるわけでございませう。たまたま自己資金その他が少くないのですから、財政の資金面では八%の伸びになっておりますが、事業規模ではほとんど横ばい、こういうふうな現状でございませう。

○川口委員 時間がなくなつてしまひまして余り申し上げられませんが、いろいろそれにも申し上げたい点がある。大臣、財政に對しても、特に産投の方ですが、一般会計の持ち出しが幾らかあるのです。二十九億くらいあるのです。ですから、こういう点もいまの財政の状態にある場合は、やはり現在の原資に對し一般会計から持ち出しなどの必要はないのじやないかといふふうに考へるのですが、この点はどうですか。

○秀河政府委員 確かに、産投会計に對します一般会計からの繰り入れは五十五年度二十九億といふことになつております。ちよつと私、担当でないものですから中身の詳細よく存じませんが、金額で申しますと、この二十九億というのは従来に比べますと非常に小さくなつておると思ひます。

○川口委員 とにかく大臣、要らざる心配もしませんが、本當にいまの財政の破綻といふものは、いずれ将来はわれわれの子孫にかかつてくるわけですよ。世代間の不均衡といふのは必ず起きます。ですから、財政当局の身になるというよりも、将来のわれわれの子孫の身になって世代間の不公平が出ないやうなことをわれわれがいま考へてやらなければならぬ、そういう立場に立つていろいろお尋ねしたわけでありまして、どうかその辺御理解の上、今後よろしく財政運営をやつていただきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、あと時間がなくなりましたが、どうも大蔵委員会で一般質問の機会が余りありません。

○川口委員 いろいろまだ納得しませんが、時間が参りましたので、きょうはやめます。いずれまた機会があったらもう少し討論します。
○増岡委員長 次回は、来る七日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十七分散会

昭和五十五年三月二十一日印刷

昭和五十五年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局